

令和 7 年度

# 行政監査結果報告書

～ 市が締結している協定について ～

所沢市監査委員

所 監 第157号  
令和8年1月29日

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊 様  
所 沢 市 議 会 長 細 谷 不二夫 様  
所 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 岩 間 健 一 様  
所 沢 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 鈴 木 哲 也 様  
所 沢 市 選 拳 管 理 委 員 会 委 員 長 吉 田 正 様  
所 沢 市 農 業 委 員 会 会 長 鹿 島 正 之 助 様  
所 沢 市 代 表 監 査 委 員 石 其 政 則 様

所 沢 市 監 査 委 員 石 其 政 則

同 市 川 博 章

同 島 田 一 隆

同 松 本 明 信

### 行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

## 目 次

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 第1  | 監査の種類           | 1  |
| 第2  | 監査のテーマ          | 1  |
| 第3  | 監査の目的           | 1  |
| 第4  | 監査の対象           | 1  |
| 1   | 対象範囲            | 1  |
| 2   | 対象部署            | 2  |
| 第5  | 監査の期間           | 2  |
| 第6  | 監査の実施内容         | 2  |
| 1   | 事前調査            | 2  |
| 2   | 個別調査            | 2  |
| 第7  | 監査の着眼点          | 4  |
| 第8  | 監査の概要           | 5  |
| 1   | 事前調査の結果         | 5  |
| (1) | 協定数             | 5  |
| (2) | 協定の有効期間         | 6  |
| (3) | 協定の目的           | 7  |
| (4) | 協定の内容           | 7  |
| (5) | 協定の実施状況         | 9  |
| (6) | 相手方との連絡調整       | 10 |
| (7) | 課題の洗い出し         | 10 |
| (8) | 協定の見直し          | 11 |
| (9) | 今後の見直し予定        | 12 |
| 2   | 個別調査の結果         | 13 |
| (1) | 危機管理室           | 13 |
| (2) | 経営企画部 経営企画課     | 14 |
| (3) | 環境クリーン部 資源循環推進課 | 15 |
| (4) | 街づくり計画部 住宅政策課   | 15 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第9 監査の結果及び意見               | 17 |
| 1 監査の結果                    | 17 |
| 2 指摘事項                     | 17 |
| 3 注意事項                     | 18 |
| 4 要望事項                     | 18 |
| (1) 危機管理室                  | 18 |
| (2) 経営企画部 経営企画課            | 18 |
| (3) 環境クリーン部 資源循環推進課        | 19 |
| 5 意見                       | 19 |
| (1) 協定の目的は明確にされているか        | 19 |
| (2) 協定の実効性は確保されているか        | 20 |
| (3) 課題の洗い出しや内容の見直しは行われているか | 20 |
| 第10 むすび                    | 21 |
| 参考資料                       |    |
| 【参考資料1】市が締結している協定一覧        | 22 |
| 【参考資料2】行政監査調査票 調査項目        | 50 |

※注記

1. 協定数（協定の件数）は、1つの協定書を1件とカウントした。
2. 文中・表中の構成比率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、構成比率（%）は合計が100.0にならない場合がある。

## 第1 監査の種類

行政監査

## 第2 監査のテーマ

市が締結している協定について

## 第3 監査の目的

地方公共団体を取り巻く環境は、多様化・複雑化してきており、それに関する課題も増えてきている。そのため、他の地方公共団体や様々なノウハウを持つ民間企業等と連携することは、このような課題に対処する手法の一つであるため、他の団体等と協定を締結する動きが全国的に見受けられる。

本市においても、他の団体等と締結している協定が数多く存在すると推察されることから、市が締結している協定について、締結状況を把握し、実効性の確保や課題等について検証を行うことにより、市政に有用な協定の締結の推進及び締結した協定の適切かつ更なる効果的な運用に資することを目的とし、監査を実施する。

## 第4 監査の対象

### 1 対象範囲

令和7年8月1日現在で、市が法人、個人、その他の団体等と締結している協定(覚書を含む)。ただし、次に掲げるものを除く。

- ・委託業務や請負等に係る協定(物品購入協定、維持管理協定、費用負担協定、契約に基づく協定など)
- ・市が出資する団体との協定
- ・指定管理者との指定管理業務に係る協定(指定管理業務に該当しない協定は対象とする)
- ・土地、工作物等に関する合意に係る協定(建築協定など)
- ・法令等に基づき締結する協定(労使協定など)

## 2 対象部署

全部署

## 第5 監査の期間

令和7年8月7日から令和8年1月29日まで

## 第6 監査の実施内容

### 1 事前調査

協定の締結状況や運用状況などを把握するため、全部署を対象に調査票を提出させ、事前調査を実施した。

なお、調査時点は令和7年8月1日である。

### 2 個別調査

事前調査をもとに、監査の着眼点に沿って次の所属を選定し、協定に関する関係書類の提出を求め、令和7年11月13日に関係所属に対し説明聴取を実施した。

#### （1）危機管理室

- ・災害時相互応援に関する協定
- ・大規模災害時の相互応援に関する協定
- ・災害時における飛行場外緊急離着陸場の提供に関する覚書
- ・災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定
- ・災害時における生活必需物資の供給に関する協定（※株式会社西友）
- ・災害時における生活必需物資の供給に関する協定（※埼玉県信用金庫）
- ・災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- ・災害時における二次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
- ・災害時における車両提供に関する協定
- ・災害時等における畳の提供に関する協定
- ・大規模災害時における相互応援に関する協定
- ・災害時における情報収集等の協力に関する協定

- ・施行時特例市災害時相互応援に関する協定
- ・災害時における物資の供給等に関する協定（※株式会社カマタ）
- ・災害時における物資の供給等に関する協定（※株式会社出羽紙器製作所）
- ・災害時における物資の供給等に関する協定（※株式会社有村紙工）
- ・災害時における無人航空機（ドローン）の活用に関する協定
- ・災害時等における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書
- ・災害時の医療救護活動に関する協定
- ・災害時における情報収集等の協力に関する覚書
- ・災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定

## （2）経営企画部 経営企画課

- ・公共施設マネジメントの推進に向けた連携及び協力に関する協定
- ・COOL JAPAN FOREST 構想の推進に関する協定
- ・所沢市と所沢市内郵便局との包括連携に関する協定
- ・所沢市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定
- ・埼玉東上地域大学教育プラットフォーム包括協定
- ・官学連携に関する基本協定（※早稲田大学）
- ・官学連携に関する基本協定（※日本大学）
- ・官学連携に関する基本協定（※西武学園医学技術専門学校）
- ・官学連携に関する基本協定（※秋草学園）
- ・所沢市内のマチづくりに関する包括連携協定
- ・所沢市と大塚製薬株式会社との包括連携協定
- ・所沢市と飯能信用金庫との包括連携協定
- ・公の施設の相互利用に関する協定

## （3）環境クリーン部 資源循環推進課

- ・プラスチックごみ削減の推進に関する協定書
- ・災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定
- ・ごみ処理の協力体制に関する実施協定書

- ・使用済みペットボトルの水平リサイクルに関する協定
- ・所沢市とリネットジャパンリサイクル株式会社及び SG ムービング株式会社との連携と協力に関する協定
- ・所沢市とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と協力に関する協定
- ・所沢市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書
- ・(仮称) 第2一般廃棄物最終処分場整備事業に関する覚書
- ・所沢市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

#### (4) 街づくり計画部 住宅政策課

- ・所沢市マンション管理アドバイザー派遣制度実施に関する協定書
- ・所沢市マンション管理相談会実施に関する協定書
- ・所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業の実施に関する協定書
- ・所沢市営住宅管理代行に関する基本協定書
- ・令和7年度 所沢市営住宅の管理代行に関する協定書

## 第7 監査の着眼点

- 1 協定の目的は明確にされているか
- 2 協定の実効性は確保されているか
- 3 課題の洗い出しや内容の見直しは行われているか
- 4 その他監査委員が必要と認める事項等

## 第8 監査の概要

### 1 事前調査の結果

事前調査の主な結果は次のとおりである。

なお、回答のあった協定の一覧は、参考資料として巻末に掲載している。

#### (1) 協定数

##### ①協定の締結数

令和7年8月1日現在

|         | 協定数 | 構成比率 (%) |
|---------|-----|----------|
| 危機管理室   | 113 | 23.7     |
| 経営企画部   | 23  | 4.8      |
| 総務部     | 30  | 6.3      |
| 財務部     | 3   | 0.6      |
| 市民部     | 33  | 6.9      |
| 福祉部     | 2   | 0.4      |
| こども未来部  | 2   | 0.4      |
| 健康推進部   | 48  | 10.1     |
| 環境クリーン部 | 102 | 21.4     |
| 産業経済部   | 69  | 14.5     |
| 街づくり計画部 | 14  | 2.9      |
| 建設部     | 23  | 4.8      |
| 教育総務部   | 1   | 0.2      |
| 学校教育部   | 9   | 1.9      |
| 上下水道局   | 5   | 1.1      |
| 合計      | 477 | 100.0    |

調査時点（令和7年8月1日）における協定数は477件で、協定数が最も多い部署は、危機管理室（113件）である。

なお、今回調査した協定の中には1つの協定書で複数の相手方と締結しているものが含まれているが、協定数については1つの協定書を1件とカウントしている。

### ②協定書原本の保管状況

協定書原本の保管状況を確認したところ、原本を紛失した協定が 2 件あった。また、協定に関する関係書類を確認したところ、協定締結に係る起案文書がないものがあった。

### ③協定の相手方

調査時点（令和 7 年 8 月 1 日）における協定の相手方の数は 499 者である。

このうち、締結している協定数が多い相手方は、埼玉県（県立学校及び県警察署を含む）（59 件）、早稲田大学（10 件）、飯能市（8 件）、狭山市（8 件）、入間市（8 件）、西武鉄道株式会社（7 件）、日本大学（6 件）である。

## （2）協定の有効期間

### ①有効期限

＜協定の有効期限が定められているか＞

|           | 協定数 | 構成比率 (%) |
|-----------|-----|----------|
| 定めあり      | 370 | 77.6     |
| 定めあり（その他） | 11  | 2.3      |
| 定めなし      | 96  | 20.1     |
| 合計        | 477 | 100.0    |

協定の有効期限については、協定数 477 件のうち、381 件（79.9%）で期限を定めている。

このうち、定めあり（その他）11 件（2.3%）については、日付以外の形で規定されているもので、例として「施設の用途を廃止する日まで」が挙げられる。

## ②有効期間の更新方法

<有効期限の定めがある協定について、有効期間が満了した際の更新方法>

|      | 協定数 | 構成比率 (%) |
|------|-----|----------|
| 自動延長 | 270 | 73.0     |
| 再締結  | 47  | 12.7     |
| 協議   | 10  | 2.7      |
| 定めなし | 43  | 11.6     |
| 合計   | 370 | 100.0    |

上記①有効期限が定められている協定 370 件について、有効期限が満了した際の協定の更新方法を確認したところ、自動延長が 270 件 (73.0%) で最も多かった。

自動延長の例としては「双方から申し出がないときは、1 年間延長するものとし、以後も同様とする。」が挙げられる。

## (3) 協定の目的

協定の目的については、その内容は様々ではあるが、協定数 477 件の全てにおいて目的が明確に示されている。なお、個々の協定の目的については、巻末に掲載している協定の一覧を参照されたい。

## (4) 協定の内容

具体的な事業や取組内容について確認したところ、協定数 477 件のうち 474 件 (99.4%) の協定で具体的な事業等が定められていた。残りの 3 件 (0.6%) については、その都度協議して定めることとしているものである。

最も多い内容は、災害・事故対応 132 件 (27.7%) である。

<内容別分類>

|             | 協定数 | 構成比率 (%) |
|-------------|-----|----------|
| 災害・事故対応     | 132 | 27.7     |
| 施設等の整備・運営管理 | 76  | 15.9     |
| 民間企業の支援     | 61  | 12.8     |
| 行政施策への協力    | 59  | 12.4     |
| 施設利用        | 44  | 9.2      |
| 行政手続の効率化    | 40  | 8.4      |
| 人材派遣・実習     | 38  | 8.0      |
| 相談事業の実施     | 7   | 1.5      |
| 情報の提供・収集    | 5   | 1.1      |
| 物品・資料等の作成   | 4   | 0.8      |
| 他団体交流       | 3   | 0.6      |
| 研究開発        | 3   | 0.6      |
| 音楽著作権の使用許諾  | 1   | 0.2      |
| 拾得物件の保管管理   | 1   | 0.2      |
| 都度協議        | 3   | 0.6      |
| 合計          | 477 | 100.0    |

<種別分類>

|        | 協定数 | 構成比率 (%) |
|--------|-----|----------|
| 個別連携協定 | 456 | 95.6     |
| 包括連携協定 | 21  | 4.4      |
| 合計     | 477 | 100.0    |

個別連携協定は、特定の事業や分野について連携する協定である。

包括連携協定は、特定の分野に限定せず、複数の分野にわたって幅広く連携する協定である。包括連携協定の例としては、経営企画課で締結している「所沢市と所沢市内郵便局との包括連携に関する協定」などが挙げられる。

＜内容別・種別分類＞

|             | 個別連携協定 | 包括連携協定 | 合計  |
|-------------|--------|--------|-----|
| 災害・事故対応     | 132    |        | 132 |
| 施設等の整備・運営管理 | 76     |        | 76  |
| 民間企業の支援     | 61     |        | 61  |
| 行政施策への協力    | 41     | 18     | 59  |
| 施設利用        | 44     |        | 44  |
| 行政手続の効率化    | 40     |        | 40  |
| 人材派遣・実習     | 38     |        | 38  |
| 相談事業の実施     | 7      |        | 7   |
| 情報の提供・収集    | 5      |        | 5   |
| 物品・資料等の作成   | 4      |        | 4   |
| 他団体交流       |        | 3      | 3   |
| 研究開発        | 3      |        | 3   |
| 音楽著作権の使用許諾  | 1      |        | 1   |
| 拾得物件の保管管理   | 1      |        | 1   |
| 都度協議        | 3      |        | 3   |
| 合計          | 456    | 21     | 477 |

（5）協定の実施状況

＜協定の内容を実施しているか＞

|      | 実施件数 | 構成比率 (%) |
|------|------|----------|
| 実績あり | 313  | 65.6     |
| 実績なし | 164  | 34.4     |
| 合計   | 477  | 100.0    |

協定内容の実施について、直近の実績を確認したところ、313 件 (65.6%) で実施されていた。実績がないものが 164 件 (34.4%) あったが、これは災害時における協定など特定の条件・状況にならなければ実施されることのない協定が多いことが理由の 1 つとして考えられる。仮に、災害・事故対応 132 件のうち実績がないものの 128 件を対象外とすると、実績があるものは、313 件 (89.7%)、実績がないものは 36 件 (10.3%) ということになる。

## （6）相手方との連絡調整

＜協定の相手方との連絡調整を行っているか＞

|         | 実施件数 | 構成比率 (%) |
|---------|------|----------|
| 実施している  | 445  | 93.3     |
| 実施していない | 32   | 6.7      |
| 合計      | 477  | 100.0    |

協定の相手方と打ち合わせや情報共有等の連絡調整を行っているかを確認したところ、445 件（93.3%）の協定で実施していた。

なお、実施していると回答があったものの中には、頻度について「必要に応じて」「不定期に」「適宜」といったものも見受けられた。

## （7）課題の洗い出し

### ①課題の有無

＜協定に関する課題はあるか＞

|      | 実施件数 | 構成比率 (%) |
|------|------|----------|
| 課題なし | 444  | 93.1     |
| 課題あり | 33   | 6.9      |
| 合計   | 477  | 100.0    |

締結している協定に関し課題があるかを確認したところ、33 件（6.9%）の協定に課題が生じている。

### ②課題の内容

課題の主なものは次のとおりである。

（危機管理室）

#### 【災害時における燃料の優先供給に関する協定】

・安定した供給を受けるために、同業他社との協定締結を検討する必要がある。

#### 【災害時における福祉避難所施設利用に関する協定】

・利用できる避難者の収容スペースや収容可能人数の具体化が必要である。

(環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課)

【所沢市、武州ガス株式会社及び東京ガス株式会社の脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定書】

- 事業者より、ゼロカーボンに資する事業を提案されるが、全庁挙げての取組に結び付くケースが少ない。

(産業経済部 産業振興課)

【地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定】

- 協定に基づく支援実績（経営・金融）が未だない。

(街づくり計画部 住宅政策課)

【所沢市マンション管理アドバイザー派遣制度実施に関する協定書】

- アドバイザーは原則として市内在住の者としているが、派遣回数の増加により派遣人員が不足する事態が生じている。

#### (8) 協定の見直し

<協定内容の見直しの状況>

|       | 実施件数 | 構成比率 (%) |
|-------|------|----------|
| 見直しなし | 435  | 91.2     |
| 見直しあり | 42   | 8.8      |
| 合計    | 477  | 100.0    |

協定の見直しについて、実績を確認したところ、42件(8.8%)の協定で見直しが実施されていた。見直しの内容としては、内容そのものの変更が大半であるが、このほかには、相手方の変更（名称変更、新規参入による追加、脱退による削除）や、協定の更新規定の変更（自動更新へ変更）の事例が見受けられた。

## （9）今後の見直し予定

＜協定の見直しの予定＞

|      | 実施件数 | 構成比率 (%) |
|------|------|----------|
| 予定なし | 427  | 89.5     |
| 予定あり | 50   | 10.5     |
| 合計   | 477  | 100.0    |

協定の見直しについて、調査時点における今後の予定を確認したところ、現時点  
で見直しが検討されているものは 50 件 (10.5%) である。見直しの内容としては、  
内容そのものの変更が大半であるが、このほかには、相手方の変更（名称変更、解  
散に伴う継承先との調整）による事例が見受けられた。

## 2 個別調査の結果

個別調査の主な結果は次のとおりである。

### (1) 危機管理室

#### ①地方公共団体との災害時相互応援

地方公共団体の災害時相互応援については、平成 7 年に発生した阪神淡路大震災をきっかけとし、災害対策基本法に地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項が追加されたことにより、全国的に行われている。本市において協定を締結している主な地方公共団体は、埼玉県、飯能市ほか近隣市、施行時特例市、宮崎県日南市、群馬県太田市、千葉県市原市であり、これら協定の相手方との位置関係に偏りがないように見受けられる。

#### ②災害時における生活必需物資の供給

食料品を含む生活必需品の協定先は、株式会社西友、株式会社ヤオコー、株式会社マミーマート、スギホールディングス株式会社など 8 団体と締結している。これらのほか、食料品のみでは、埼玉県米穀小売商組合、山田食品産業株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、株式会社伊藤園など 8 団体と締結している。

なお、供給を受けた際の物資の取扱フローについては、適切に検討がなされている。

#### ③協定の相手方の防災訓練への参加

令和 6 年度の防災訓練等への参加団体は 27 団体で、このうち協定締結団体は 18 団体であった。所沢市総合防災訓練については、令和 6 年度から、より実践的な訓練となるよう訓練内容の見直しを行っており、今後、応援協定締結団体を含めた関係機関等との連携訓練についても、検討が行われる予定としている。

## （2）経営企画部 経営企画課

### ①包括連携協定の有効活用について

経営企画課では、包括連携協定を複数締結しており、市民の暮らしの身近なところで幅広く多くの市民サービスを提供している。

例えば、所沢市と所沢市内郵便局との包括連携に関する協定の主な実施状況については、「駆け込み 110 番」を市内 19 施設で、道路損傷等に関する情報提供は年間 10 件程度、クーリングシェルターとしての提供が市内全 25 施設である。

所沢市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定については、「ところざわ通信」の配架、所沢ブランド特産品の販売協力、広報の特集記事の取材協力、「てまえどり」啓発 POP の掲示などである。

早稲田大学人間科学部・スポーツ科学部と締結している、官学連携に関する基本協定については、ところざわアスレチックフェスティバル、トコろんのびのび塾、スペイン・カタルーニャ地方の民俗文化「人間の塔」のワークショップの実施など、数多くの連携がある。

一方、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム包括協定及び日本大学芸術学部と締結している官学連携に関する基本協定の実施状況を確認したが、本市と実施した実績としてはごくわずかであった。

### ②民間企業等からの連携に関する提案・相談について

公民連携推進室は、民間企業や大学等からの連携に関する提案・相談を一元的に受け付ける窓口として、令和 5 年度に経営企画課内に設置されたものである。その役割は、民間企業等からの連携に関する提案・相談について、関係部署との連絡・調整を行い、公民連携プラットフォームにより広く募集・公開し、連携に結び付けることである。また、企業版ふるさと納税に係る窓口にもなっており、歳入確保の視点だけでなく、寄附を通じたその後の連携も視野に入れて取り組んでいる。

公民連携推進室がその役割を果たすことにより、民間企業等との連携が促進され、行政課題解決のコスト削減、市民サービスの多様化や質の向上につながることが期待される。

### （3）環境クリーン部 資源循環推進課

#### ①プラスチックごみ削減の推進

プラスチックごみ削減の推進に関する協定書については、市内公共施設へのウォーターサーバーの設置及びプラスチックごみの削減等の周知啓発を行う出前講座を実施している。このことは、マイボトルの普及により、ペットボトルの使用が抑制されることによるプラスチックごみの削減が期待される。

#### ②家電の処分

所沢市とリネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社との連携と協力に関する協定については、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等家電4品目の処分の方法として、自宅から運び出して適正に処分するサービスを提供するものである。宅内の設置場所から搬出してもらうことができるため、市民サービスの向上が期待される。

#### ③不要品のリユース

所沢市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書及び所沢市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書については、市民が不要品を廃棄する前にリユースするための手段を提供するものである。地域の中でリユース活動が促進されることにより、本市のごみの削減につながることが期待される。

### （4）街づくり計画部 住宅政策課

#### ①マンション管理アドバイザー派遣制度

所沢市マンション管理アドバイザー派遣制度実施に関する協定書については、管理組合に専門家を派遣し、自主的・自律的な適正管理のための助言を行うものである。老朽化するマンションが増える中、住民主体の管理運営への一助として期待される。

## ②空家に関する相談窓口

所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業の実施に関する協定書については、空き家に関する市民の困りごとに対し、協定事業者が相談窓口を設置し、空き家の売却、賃貸、適正管理等の利活用に関する相談を実施するものである。空き家の適正管理や利活用の推進、良好な住環境の維持につながることが期待される。

## 第9 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

監査の対象とした令和7年8月1日現在において、市が締結している協定について、監査の着眼点に則し調査及び監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

指摘事項及び注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

なお、今後検討を必要とする事項として、次のとおり要望する。また、各部署においても今後の事務執行に当たり、意見に記載する事項について適切に対応されたい。

### 2 指摘事項

#### （1）産業経済部 産業振興課

##### ①協定書原本の保管について

市が保管すべき協定書の原本を紛失していた。協定書原本は、協定を締結したことを証する重要な書面である。協定書の電子データを保管しており、協定内容を把握できてはいるが、原本を紛失したことは不適正な文書管理であるため、紛失の経緯を確認し、今後の管理を徹底されたい。

#### （2）教育総務部 スポーツ振興課

##### ①協定書原本の保管について

市が保管すべき協定書の原本を紛失していた。協定書原本は、協定を締結したことを証する重要な書面である。協定書原本のコピーを保管しており、協定内容を把握できてはいるが、原本を紛失したことは不適正な文書管理であるため、紛失の経緯を確認し、今後の管理を徹底されたい。

### 3 注意事項

#### （1）経営企画部 経営企画課

##### ①起案文書の保管について

協定締結に係る起案文書を保管していないものが複数見受けられた。当該文書は、締結を決定した根拠となるものであるため、協定書とともに適切に管理するよう保存方法を見直されたい。

### 4 要望事項

#### （1）危機管理室

##### ①地域防災計画に位置付けられる協定の締結について

危機管理室では、民間事業者からの申し出等により個別に災害時における協定を締結している事例が多く見受けられるが、地域防災計画は全体的・面的な視点で策定されるものである。そのため、協定の相手方についても、例えば、内容が類似する協定については、類似する事業を行っている事業者に対し同じ内容で確認を行うなど、協定の締結についても市全体の視点から、連携可能な事業者と協定できるよう、積極的に働きかけられたい。

##### ②災害時相互応援に関する確認について

危機管理室では、他の多くの地方公共団体と災害時における相互応援に関する協定を締結している。発災時の不測の事態に備えるためには、協定数を増やしていくことも必要であるが、実際に災害が発生した際には、国・県等の主導により応援する相手方が割り当てられることも考えられることから、個別協定による応援との整合性について確認されたい。

#### （2）経営企画部 経営企画課

##### ①包括連携協定の有効活用について

包括連携協定とは、特定の分野に限定せず、複数の分野にわたって幅広く連携することを意図した協定である。メリットとしては、様々な事業における幅広い連携が1つの協定により可能となることのほかに、1つの分野における連携から

他の分野へ派生・拡張が可能となることが考えられる。

経営企画課では、包括連携協定を複数締結しており、市民の暮らしの身近なところで幅広く多くの市民サービスを提供しているが、これまで以上に市民ニーズの高まりが想定されるため、協定の相手方の得意分野を活用して、包括連携のメリットを活かした更なる運用を期待する。

## ②公民連携推進室の役割について

公民連携推進室は、令和7年4月に、事務連絡「連携協定締結等に関する情報の提供について（依頼）」を発出し、新たな連携協定の締結やそれに類する取組に向けた動きについて情報提供を依頼している。実態把握と併せて、各部署で締結された協定から他部署・他事業の新たな展開に繋げるけん引役となるよう期待する。

## （3）環境クリーン部 資源循環推進課

### ①事業者と締結する協定の公平性について

資源循環推進課では、リサイクルやリユースに関する協定を複数締結している。

協定の締結にあたっては、市民や市にとってメリットがあり、業務内容や継続性に問題がないかなど、事業者を適切に精査し、締結していた。今後、同業他社の参入も考えられることから、公平性が担保されるよう引き続き対応されたい。

## 5 意見

### （1）協定の目的は明確にされているか

本市で締結している全ての協定において目的が明確であることを確認した。今後においても、協定の目的を達成できるよう、具体的な事業や取組を着実に進められたい。

## （2）協定の実効性は確保されているか

協定の具体的な事業や取組内容については、ほとんどの協定でその内容が具体的に定められている。

協定内容の実施状況を見ると、協定件数 477 件のうち 313 件（65.3%）の協定で実績があることを確認した。実施率としては少し低いように思われるが、これは災害時における協定など特定の条件・状況になって初めて実行される協定が多いことが理由の 1 つとして考えられる。しかし、仮に、このような災害・事故対応に関する協定を除いたとしても、約 1 割の協定で実績がないことになる。現在実施されていない協定については、必要性について確認されたい。

協定の相手方との連絡調整については、32 件（6.7%）の協定で相手方と打ち合わせや情報共有等を行っていないことがわかった。協定を適切に運用していくためには、相手方と継続的に連絡調整を行うことが望ましいと考える。相手方との間に関係性ができていないと、実施することになった際に、協定の存在を失念されている、担当が分からなくなっているなど、協定の運用に支障をきたすことが懸念される。特に、災害や事故など緊急を要する場合には、速やかな対応が必須となるため、適切な機会をとらえ、相手方と連絡調整を行うなど継続的な関係性の構築を図られたい。

## （3）課題の洗い出しや内容の見直しは行われているか

事前調査では、課題ありの協定は 33 件（6.9%）、協定内容の見直し実績は 42 件（8.8%）であった。また、今後の見直し予定は 50 件（10.5%）となった。

今回判明した課題については、解決に向け、検討を進められたい。

協定内容は、社会情勢の急激な変化や経年により実態にそぐわなくなる可能性があり、現状では支障なく運用できている協定も、内容の見直しや課題を洗い出して解決することで、より良い行政サービスの提供が可能となる。このため、定期的に実施結果を検証し、効果的、効率的に協定を実施できるよう努められたい。

## 第10 むすび

今回の監査を通じて、本市では477件もの多種多様な協定が締結されていることが確認できた。特に、災害・事故対応の協定は132件と最も多い件数になっているが、災害が発生した際には、本市だけで対処することは難しく、他の地方公共団体や民間企業等と連携することで、より効果的な災害対応を実施することが可能となる。同様に、これら以外の協定についても連携の効果が期待されるところである。

しかしながら、せっかく協定を締結しても、適切に運用されなければ、協定の効果が薄れてしまうことになる。今回要望及び意見として記載した事項を踏まえ、協定が形骸化してしまわぬよう、協定の実効性の確保に努められたい。これは今後締結する協定にも言えることであり、現在協定を所管していない所属についても留意されたい。

最後に地方公共団体は、多様化・複雑化する多くの課題を抱えているため、他の地方公共団体や様々なノウハウを持つ民間企業等と連携することは、このような課題に対処するための有用な手法の一つである。また、協定はいわば可能性の宝庫であり、本市にとってはもちろん、協定の相手方にとっては企業のイメージアップ、ビジネスチャンスの拡大などのメリットが、市民にとっては新たな市民サービスの形成などのメリットがあり、活用によっては3者がWin-Win-Winの関係になり得るものである。第6次所沢市総合計画後期基本計画においても、地域の総合力の向上として「様々な主体とも連携し、地域活力を活用した地域活性化や市民サービスの充実を図る」とされている。これらのことから、市政に有用な連携協定の締結を大いに推奨するものである。

本報告を踏まえ、積極的、効果的な協定の活用に取り組まれたい。これにより、更なる市民サービスの向上を期待するものである。

## 参 考 資 料

～ 市が締結している協定について ～

【参考資料1】市が締結している協定一覧

【参考資料2】行政監査調査票 調査項目

## 【参考資料1】市が締結している協定一覧

| No. | 協定の名称                         | 協定の所管 | 協定の相手方                       | 協定の目的                         | 協定の内容                                   |
|-----|-------------------------------|-------|------------------------------|-------------------------------|---|
| 1   | 震災時における緊急設備支援に関する協定           | 危機管理室 | 株式会社セレスポ                     | 市内に地震災害が発生した場合における救援活動の相互協力   | 避難所開設に必要な設備の緊急支援                        |
| 2   | 災害時相互応援に関する協定                 | 危機管理室 | 千葉県市原市                       | 大規模災害時の相互応援                   | 大規模災害時の相互応援                             |
| 3   | 災害時における五市相互応援に関する協定           | 危機管理室 | 東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、新座市  | 大規模災害時の相互応援                   | 大規模災害時の相互応援                             |
| 4   | 災害時における所沢市と日本郵便株式会社との協力に関する協定 | 危機管理室 | 所沢西郵便局、所沢郵便局、所沢中富郵便局、所沢山口郵便局 | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時の相互協力                                |
| 5   | 大規模災害時の相互応援に関する協定             | 危機管理室 | 群馬県太田市                       | 災害時の相互応援                      | 大規模災害時の相互応援                             |
| 6   | 災害時における応急米穀の供給に関する協定          | 危機管理室 | 埼玉県米穀小売商組合所沢支部               | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時の応急米穀の供給                             |
| 7   | 災害時における飛行場外緊急離着陸場の確保に関する覚書    | 危機管理室 | 早稲田大学                        | 災害時の救助・救援活動を迅速に行い、円滑な応急復旧に資する | 緊急時ヘリポートとしての施設利用                        |
| 8   | 災害時における飛行場外緊急離着陸場の提供に関する覚書    | 危機管理室 | 日本大学芸術学部                     | 災害時の救助・救援活動を迅速に行い、円滑な応急復旧に資する | 緊急時ヘリポートとしての施設利用                        |
| 9   | 災害時におけるLPガス応急燃料等の調達に関する協定     | 危機管理室 | 社団法人埼玉県エルピーガス協会所沢支部          | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時のLPガス等の調達                            |
| 10  | 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定       | 危機管理室 | 社団法人埼玉県トラック協会所沢支部            | 災害時における救援活動の相互協力              | 協会に所属する運送業者に事業用自動車を緊急輸送に利用する            |
| 11  | 災害時における生活必需物資の供給に関する協定        | 危機管理室 | 株式会社西友                       | 災害時における救援活動の相互協力              | 生活必需物資の供給                               |
| 12  | 災害時における生活必需物資の供給に関する協定        | 危機管理室 | いるま野農業協同組合                   | 災害時における救援活動の相互協力              | 生活必需物資の供給                               |
| 13  | 災害時における飲料水等の供給に関する協定          | 危機管理室 | コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社          | 災害時における救援活動の相互協力              | ・地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供<br>・飲料水の優先的な安定供給 |
| 14  | 災害時における応急復旧業務に関する協定           | 危機管理室 | 所沢市建設業協会                     | 災害時における救援活動の相互協力              | 都市施設の応急復旧対策                             |
| 15  | 災害時等における食料品等の優先供給に関する協定       | 危機管理室 | 山田食品産業株式会社                   | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時の食料品等の優先供給                           |
| 16  | 災害時等における資機材等の優先供給に関する協定       | 危機管理室 | コーワイ株式会社                     | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時の資機材等の優先供給                           |
| 17  | 災害時における障害物除去等応急対策業務に関する協定     | 危機管理室 | 所沢市造園建設業協会                   | 災害時における救援活動の相互協力              | 災害時の障害物除去等応急対策業務                        |
| 18  | 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定  | 危機管理室 | 埼玉県、県内全市町村                   | 災害時の相互応援                      | 大規模災害時の相互応援                             |

| No. | 協定の名称                          | 協定の所管 | 協定の相手方                      | 協定の目的                        | 協定の内容                             |
|-----|--------------------------------|-------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 19  | 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定       | 危機管理室 | 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部        | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の民間賃貸住宅の提供支援                   |
| 20  | 災害時における物資の供給に関する協定書            | 危機管理室 | 日野興業株式会社埼玉営業所               | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の資機材等の優先供給                     |
| 21  | 災害時における物資の供給に関する協定書            | 危機管理室 | 西尾レントオール株式会社 関越営業部          | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の資機材等の優先供給                     |
| 22  | 災害時における物資の供給に関する協定書            | 危機管理室 | レンタルのニッケンさいたま西営業所           | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の資機材等の優先供給                     |
| 23  | 災害時における物資の供給に関する協定書            | 危機管理室 | 株式会社サイニチ本社                  | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の資機材等の優先供給                     |
| 24  | 災害時における二次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定  | 危機管理室 | 国立障害者リハビリテーションセンター          | 災害時における福祉避難所としての施設利用         | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用            |
| 25  | 災害時における生活必需物資の供給に関する協定         | 危機管理室 | 埼玉県信用金庫所沢東支店                | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の食料品等の供給                       |
| 26  | 災害時等における物資の供給に関する協定            | 危機管理室 | 株式会社ヤオコー                    | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の生活必需品の供給                      |
| 27  | 災害時等における物資の供給に関する協定            | 危機管理室 | 埼玉県石油業協同組合所沢支部              | 市内に大規模災害が発生した場合における救援活動の相互協力 | 災害時の燃料の供給                         |
| 28  | 災害時等における物資の供給に関する協定            | 危機管理室 | 所沢小売酒販組合所沢支部                | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の食料品、飲料水等の供給                   |
| 29  | 災害時における二次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定  | 危機管理室 | 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園 | 災害時における福祉避難所としての施設利用         | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用            |
| 30  | 災害時等における二次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 | 危機管理室 | 埼玉県立所沢特別支援学校                | 災害時における福祉避難所としての施設利用         | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用            |
| 31  | 災害時における応急復旧業務に関する協定            | 危機管理室 | 所沢市建設産業連合会                  | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害応急復旧(オペレーターの提供も含む)              |
| 32  | 災害時等における電力復旧等に関する協定            | 危機管理室 | 東京電力株式会社志木支社                | 災害時における救援活動の相互協力             | 電力復旧及び資材の供給                       |
| 33  | 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定     | 危機管理室 | 生活協同組合さいたまコープ               | 災害時における救援活動の相互協力             | 災害時の生活必需品の供給                      |
| 34  | 災害時等における救護活動に関する協定             | 危機管理室 | 一般社団法人埼玉県助産師会所沢地区           | 災害時における救援活動の相互協力             | 妊婦や新生児に対する保健指導や助産や保健指導に関する物資の提供   |
| 35  | 災害時における応急復旧業務に関する協定            | 危機管理室 | 西武建設株式会社                    | 災害時における救援活動の相互協力             | 都市施設の応急復旧対策                       |
| 36  | 災害時における家屋被害認定調査に関する協定          | 危機管理室 | 埼玉土地家屋調査士会                  | 災害時における救援活動の相互協力             | 市と連携した家屋の調査及び市の発行した罹災証明にかかる市民相談対応 |
| 37  | 災害時における電気設備等の復旧に関する協定          | 危機管理室 | 埼玉県電気工事工業組合                 | 災害時における救援活動の相互協力             | 電気設備等の早期復旧                        |
| 38  | 災害時等の情報交換に関する協定                | 危機管理室 | 国土交通省関東地方整備局                | 災害時における救援活動の相互協力             | 各種情報交換及び情報連絡員の派遣                  |

| No. | 協定の名称                          | 協定の所管 | 協定の相手方                       | 協定の目的                    | 協定の内容                   |
|-----|--------------------------------|-------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 39  | 大規模災害発生時における所沢市公共施設の一時使用に関する協定 | 危機管理室 | 所沢警察署                        | 災害時の所沢市の公共施設の一時利用        | 所沢市公共施設の一時使用            |
| 40  | 災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定       | 危機管理室 | 株式会社マミーマート                   | 災害時における救援活動の相互協力         | 災害時の生活必需品の供給            |
| 41  | 災害備蓄用物資(非常食)の無償提供に関する覚書        | 危機管理室 | 竹内電機株式会社ドコモショップ所沢店           | 災害時における救援活動の相互協力         | 災害備蓄用物資(非常食)の無償提供       |
| 42  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 助産院もりあね                      | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 妊婦や乳幼児等の福祉避難所としての施設利用   |
| 43  | 災害時等におけるバス利用に関する協定             | 危機管理室 | 一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会          | 災害時における救援活動の相互協力         | 避難者搬送<br>一時避難所としてのバスの提供 |
| 44  | 災害時等における靈柩車の利用に関する協定           | 危機管理室 | 一般社団法人全国靈柩自動車協会埼玉県靈柩自動車協会    | 災害時等に多数の死者が発生した場合の靈柩車の利用 | 靈柩車での遺体搬送               |
| 45  | 災害時相互応援に関する協定                  | 危機管理室 | 宮崎県日南市                       | 大規模災害時の相互応援              | 大規模災害時の相互応援             |
| 46  | 災害時における放送等に関する協定               | 危機管理室 | 株式会社ジェイコムさいたま                | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る      | 災害時の緊急放送                |
| 47  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人若狭会特別養護老人ホーム亀令園        | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 48  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人若狭会地域密着型介護老人福祉施設平安の森   | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 49  | 災害時における車両提供に関する協定              | 危機管理室 | 特定非営利活動法人全日本レッカ一協会           | 災害時における救援活動の相互協力         | 車両の提供                   |
| 50  | 災害時等における飲料水等の供給に関する協定          | 危機管理室 | 株式会社伊藤園                      | 災害時における救援活動の相互協力         | 飲料水等の供給                 |
| 51  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人聖久会特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷   | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 52  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人安心会介護老人福祉施設所沢やすらぎの里    | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 53  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人安心会介護老人福祉施設所沢かがやきの里    | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 54  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人健寿会介護老人福祉施設健寿園         | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 55  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人博寿会特別養護老人ホーム飛鳥野の里      | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 56  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定         | 危機管理室 | 社会福祉法人博寿会地域密着型特別養護老人ホーム飛鳥野の森 | 災害時における福祉避難所としての施設利用     | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |

| No. | 協定の名称                     | 協定の所管 | 協定の相手方                       | 協定の目的                | 協定の内容   |
|-----|---------------------------|-------|------------------------------|----------------------|---|
| 57  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人栄光会特別養護老人ホームロイヤルの園     | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 58  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人藤の実会こころざわ学園            | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 59  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人藤の実会障害福祉サービス事業所かがやき    | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 60  | 災害時等における畳の提供に関する協定        | 危機管理室 | 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会      | 災害時における救援活動の相互協力     | 避難所への畳の提供   |
| 61  | 大規模災害時における相互応援に関する協定      | 危機管理室 | 飯能市、狭山市、入間市、日高市              | 大規模災害時の相互応援          | 大規模災害時の相互応援   |
| 62  | 災害時における専用水道の使用等に関する協定     | 危機管理室 | 西武鉄道株式会社                     | 災害時における救援活動の相互協力     | ・水の提供<br>・施設や駐車場等の使用  |
| 63  | 災害時における情報収集等に関する協定        | 危機管理室 | 電気興業株式会社                     | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る  | ・無線交信機器の設置及び貸与<br>・臨時災害FM放送装置の開局について助言ができる有資格者の派遣                             |
| 64  | 災害時における燃料の優先供給に関する協定      | 危機管理室 | 株式会社上田                       | 災害時における救援活動の相互協力     | 燃料の優先供給   |
| 65  | 災害時における被災者支援に関する協定        | 危機管理室 | 埼玉県行政書士会                     | 被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資する | ・罹災証明書申請書類に関する相談<br>・自動車登録申請書に関する相談<br>・相続関係書類に関する相談<br>・その他行政書士法に定める業務に関する相談 |
| 66  | 災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定 | 危機管理室 | 埼玉県大宮公園事務所                   | 災害発生時に避難場所としての施設利用   | 災害時の避難地として所沢航空記念公園の利用   |
| 67  | 災害時における一時滞在場所の協力に関する協定    | 危機管理室 | 所沢東町地区市街地再開発組合               | 災害時、帰宅困難者の一時滞在所として利用 | 災害時の一時滞在場所としての利用  |
| 68  | 災害に係る情報発信等に関する協定          | 危機管理室 | LINE ヤフー株式会社                 | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る  | ・市ホームページのkopisite作成<br>・ヤフー防災速報アプリへの情報配信                                      |
| 69  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人桑の実会特別養護老人ホーム康寿園       | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 70  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人桑の実会介護老人保健施設ケアステーション所沢 | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 71  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定    | 危機管理室 | 社会福祉法人桑の実会特別養護老人ホーム本郷希望の丘    | 災害時における福祉避難所としての施設利用 | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用  |
| 72  | 災害時における被災者等相談の実施に関する協定    | 危機管理室 | 埼玉司法書士会                      | 被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資する | 司法書士業務相談による被災者支援  |
| 73  | 災害時における情報収集等の協力に関する協定     | 危機管理室 | 所沢新聞販売協会                     | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る  | ・防災に関する情報の収集伝達<br>・避難所等への新聞配達   |

| No. | 協定の名称                         | 協定の所管 | 協定の相手方                       | 協定の目的                           | 協定の内容  |
|-----|-------------------------------|-------|------------------------------|---------------------------------|--|
| 74  | 施行時特例市災害時相互応援に関する協定           | 危機管理室 | 施行時特例市(20市)                  | 大規模災害時の相互応援                     | 大規模災害時の相互応援  |
| 75  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定        | 危機管理室 | 社会医療法人入間川病院介護老人保健施設雪見野ケアセンター | 災害時における福祉避難所としての施設利用            | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用   |
| 76  | 災害時における物資の供給等に関する協定           | 危機管理室 | 株式会社カマタ                      | 災害時における救援活動の相互協力                | 段ボール製品(段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等)の供給                                    |
| 77  | 災害時における物資の供給等に関する協定           | 危機管理室 | 株式会社出羽紙器製作所                  | 災害時における救援活動の相互協力                | 段ボール製品(段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等)の供給                                    |
| 78  | 災害時における物資の供給等に関する協定           | 危機管理室 | 株式会社有村紙工                     | 災害時における救援活動の相互協力                | 段ボール製品(段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等)の供給                                    |
| 79  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定            | 危機管理室 | 株式会社西武鉄道                     | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時滞在施設などの提供                                   |
| 80  | 災害時における避難施設に係る情報提供に関する協定      | 危機管理室 | 株式会社バカン                      | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る             | 避難所の混雑情報等を配信   |
| 81  | 災害時における応急対策の協力に関する協定          | 危機管理室 | 埼玉土建一般労働組合所沢支部               | 災害応急業務に迅速かつ的確に対応する              | ・避難所その他市施設の応急補修資機材等の提供に関すること<br>・倒壊建物等からの救出救援活動                                  |
| 82  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定            | 危機管理室 | 西武バス株式会社                     | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時滞在施設などの提供                                   |
| 83  | 災害時における無人航空機(ドローン)の活用に関する協定   | 危機管理室 | 株式会社アクティバ・ガジェット              | 災害時における救援活動の相互協力                | ・無人航空機(ドローン)を活用した被害状況等の情報収集や被災者の捜索活動への協力<br>・収集したデータを活用しての災害地図等の作成支援             |
| 84  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定            | 危機管理室 | 株式会社西武プロパティーズ                | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時滞在施設などの提供                                   |
| 85  | 防災に係る連携協力に関する協定               | 危機管理室 | 株式会社KADO KAWA                | 災害時における救援活動の相互協力                | 大規模な地震等の災害などに起因し、市民や来訪者に対し、双方が連携して発災時の応急活動にあたること、地域防災活動を通じて効果的に安全で魅力ある地域づくりを推進する |
| 86  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定            | 危機管理室 | 住商アーバン開発株式会社グラソミオ所沢事業所       | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時待機場所などの提供                                   |
| 87  | 災害時等における停電復旧及び啓閉作業の相互協力に関する覚書 | 危機管理室 | 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社          | 災害時における救援活動の相互協力                | 災害時における道路の啓閉作業等(「災害時等における電力復旧等に関する協定」第5条における覚書)                                  |
| 88  | 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定        | 危機管理室 | 社会福祉法人藤の実会・ぶらす               | 災害時における福祉避難所としての施設利用            | 高齢者や障害者等の福祉避難所としての施設利用   |
| 89  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定            | 危機管理室 | 有限会社アトム開発                    | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時滞在施設などの提供                                   |

| No. | 協定の名称                                | 協定の所管 | 協定の相手方           | 協定の目的                           | 協定の内容   |
|-----|--------------------------------------|-------|------------------|---------------------------------|---|
| 90  | 災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定            | 危機管理室 | 佐川急便株式会社         | 災害時における救援活動の相互協力                | 災害時の支援物資の受入及び配達協力                                     |
| 91  | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定                   | 危機管理室 | 株式会社遊楽           | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関が運行停止等による帰宅困難者に対して、一時待機場所・一時滞在施設などの提供 |
| 92  | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定               | 危機管理室 | 株式会社セキ薬品         | 災害時における救援活動の相互協力                | 生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の供給                                 |
| 93  | 災害時における物資調達に関する協定                    | 危機管理室 | スギホールディングス株式会社   | 災害時における救援活動の相互協力                | 生活物資の調達及び供給   |
| 94  | 災害時の医療救護活動に関する協定                     | 危機管理室 | 所沢市医師会           | 災害時の医療救護活動の協力                   | 傷病者に対する応急処置や必要な医療の提供など                                |
| 95  | 災害時の歯科医療救護活動に関する協定                   | 危機管理室 | 所沢市歯科医師会         | 災害時の歯科医療救護活動の協力                 | 傷病者に対する応急処置や必要な歯科医療の提供など                              |
| 96  | 災害時の医療救護活動に関する協定                     | 危機管理室 | 所沢市薬剤師会          | 災害時の医療救護活動の協力                   | 傷病者に対する調剤、服薬指導など                                      |
| 97  | 災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定             | 危機管理室 | 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 | 災害時における指定福祉避難所としての設置運営          | あらかじめ特定された要配慮者の指定福祉避難所として設置、運営                        |
| 98  | 災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定             | 危機管理室 | 社会福祉法人藤の実会       | 災害時における指定福祉避難所としての設置運営          | あらかじめ特定された要配慮者の指定福祉避難所として設置、運営                        |
| 99  | 災害時における指定福祉避難所設置運営に関する協定             | 危機管理室 | 社会福祉法人皆成会        | 災害時における指定福祉避難所としての設置運営          | あらかじめ特定された要配慮者の指定福祉避難所として設置、運営                        |
| 100 | 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定                   | 危機管理室 | 住商アーバン開発株式会社     | 大規模災害等に起因する帰宅困難者に対する応急対策活動の連携協力 | 大規模な地震等の際、公共交通機関の運航停止等による帰宅困難者に対して、一時待機場所・一時滞在施設などの提供 |
| 101 | 災害時における情報収集等の協力に関する覚書                | 危機管理室 | 所沢新聞販売協会         | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る             | 「災害時における情報収集等の協力に関する協定」における情報の報告方法の整備                 |
| 102 | 行政告知放送に関する覚書                         | 危機管理室 | 株式会社ジェイコムさいたま所沢局 | 災害時の的確かつ迅速な情報収集等を図る             | 防災行政無線での行政告知放送を相手方の設備を利用した再送信                         |
| 103 | 災害時における防災拠点校の使用に関する覚書                | 危機管理室 | 埼玉県立所沢商業高等学校     | 埼玉県の防災拠点校の市の避難所等としての使用          | 埼玉県の災害拠点校の使用にあたり、管理・運営方法等を定める                         |
| 104 | 所沢パークタウン駅前通り団地、防災備蓄倉庫設置用地の管理運営に関する覚書 | 危機管理室 | 駅前通り団地自治会        | 土地の使用賃借に関して定めるもの                | 土地の使用賃借に関する事項   |
| 105 | プラザシティ新所沢緑町第三防災備蓄倉庫の管理運営に関する覚書       | 危機管理室 | 新所沢団地自治会自主防災会    | 防災倉庫の管理運営                       | 防災備蓄倉庫の管理運営   |
| 106 | プラザシティ新所沢けやき通り第二防災備蓄倉庫の管理運営に関する覚書    | 危機管理室 | 新所沢団地自治会自主防災会    | 防災倉庫の管理運営                       | 防災備蓄倉庫の管理運営   |

| No. | 協定の名称                                  | 協定の所管      | 協定の相手方  | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|--|------------|---|---|---|
| 107 | 災害時の県立学校の使用に関する覚書                      | 危機管理室      | 埼玉県立所沢中央高等学校、埼玉県立所沢高等学校、埼玉県立芸術総合高等学校、埼玉県立所沢西高等学校、埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校 | 指定緊急避難場所及び指定避難所としての相手方施設の使用   | 指定緊急避難場所及び指定避難所としての相手方施設の使用方法を定める   |
| 108 | 災害時における物資供給に関する協定                      | 危機管理室      | ピジョン株式会社  | 災害時における救援活動の相互協力  | 生活物資の調達及び供給   |
| 109 | 災害時における車両等の貸与に関する協定                    | 危機管理室      | 株式会社ホンダカーズ埼玉西   | 災害時における救援活動の相互協力  | 災害時における車両等の貸与   |
| 110 | 日本国埼玉県所沢市とイタリア共和国ヴェネト州ティエーネ市の間で交わされる覚書 | 経営企画部企画総務課 | イタリア共和国ヴェネト州ティエーネ市  | 両市の友好関係を発展させるため。  | 両市民間、両市の諸団体間間の交流推進を図り、ツーリズム・文化・芸術・歴史・スポーツ・経済などの各分野で、交流と相互理解を深め活動を発展させる。   |
| 111 | 防衛医科大学校の運営等に関する協定書                     | 企画総務課      | 防衛医科大学校、東京防衛施設局長(現:北関東防衛局)  | 防衛医科大学校および防衛医科大学校病院の建設にあたり、施設の運営方針や医療提供の範囲などを明確にするため締結。                                 | 防衛医科大学校の運営、地域量、施設に関する定め   |
| 112 | パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携に関する協定書        | 企画総務課      | 飯能市、狭山市、入間市、日高市   | この協定は、構成市において制度を円滑かつ柔軟に運用することで、制度の利用者が安心して自分らしく生活できるよう支援することを目的とする。                     | ・5市間での転出、転入に伴う手続きを転入先の自治体のみとする。<br>・転入先の自治体への提出書類(戸籍謄本等)が一部省略できる。<br>・制度の周知や多様な性の在り方にに関する啓発を5市で連携して行う。  |
| 113 | パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書                 | 企画総務課      | 埼玉県内全市町村  | 協定市町村において制度を円滑かつ柔軟に運用することで、制度の利用者の住所の異動に伴う手続き上の負担軽減を図ることを目的とする。                         | ・他の協定市町村から転出してきた利用者が、協定市町村から交付された、利用者である旨の証明書等を所持している場合は、宣誓行為を原則不要とし、協定市町村がそれぞれ定める簡易な手続きで証明書等を交付する。<br>・協定市町村が証明書等を交付したときは、利用者の同意に基づき、転出元の協定市町村へ通知する。 |
| 114 | 株式会社スタジオジブリと所沢市との所沢駅発車メロディに関する協定書      | 企画総務課      | 株式会社スタジオジブリ   | 本協定は、スタジオジブリが音楽出版社として権利を有する「となりのトトロ」の楽曲を、所沢市が所沢駅で発車メロディとして使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 | 所沢駅1番ホームから5番ホームにおいて、発車メロディとして使用する場合に限り、次に掲げる楽曲(以下一括して「本件楽曲」という。)の使用を許諾する。<br>①「となりのトトロ」(JASRAC作品コード 056-2246-8)<br>②「さんぽ」(JASRAC作品コード 037-2273-2)     |
| 115 | 公共施設マネジメントの推進に向けた連携及び協力に関する協定          | 経営企画課      | 株式会社埼玉りそな銀行   | 公共施設マネジメントの推進に向けて、連携及び協力を行う。  | 公共施設マネジメントの推進に向けて、連携及び協力を行う。  |

| No. | 協定の名称                              | 協定の所管 | 協定の相手方             | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|------------------------------------|-------|--------------------|--|--|
| 116 | COOL JAPAN FOREST 構想の推進に関する協定      | 経営企画課 | 株式会社 KADOKAWA      | 株式会社 KADOKAWAとの相互に緊密な連携と協力のもと、「COOL JAPAN FOREST 構想」で掲げた「みどり・文化・産業が調和したまち」として発展していくこと。 | ・地域と調和した環境づくりに関すること<br>・観光の振興に関すること<br>・文化・教育・人づくりに関すること<br>・産業振興に関すること<br>・その他地域の活性化に資すること  |
| 117 | 所沢市と所沢市内郵便局との包括連携に関する協定            | 経営企画課 | 日本郵便株式会社所沢市内郵便局    | 糸を紡ぐまちづくりの推進に寄与すること。   | ・安心・安全な暮らしの実現に関する事項<br>・地域福祉活動に関する事項<br>・産業経済の活性化に関する事項<br>・その他、双方で協議し必要と認める事項   |
| 118 | 所沢市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定 | 経営企画課 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  | 地域の活性化と市民サービスの向上を図ること。   | ・地域コミュニティの支援に関すること・障害者支援、高齢者支援に関すること・防災、防犯に関すること・子ども支援、青少年健全育成に関すること・市民の健康づくり、スポーツの推進に関すること・環境保全に関すること・産業の振興、地域雇用の創出に関すること・観光の振興、賑わいの創出に関すること・農業の振興、地産地消の促進に関すること・文化、芸術の振興に関すること・所沢ブランドの発信に関すること・その他地域の活性化と市民サービスの向上に関すること |
| 119 | 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム包括協定             | 経営企画課 | 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム | 地域の自立、持続可能な地域社会の実現とその発展に寄与すること。  | 多様な高等教育及びリカレント教育の展開、人々が安心して、安全に、幸せに暮らせる地域づくりの推進、若者の定住促進を図り、地域産業の振興と雇用の創出などに資する事業を行う。   |
| 120 | 官学連携に関する基本協定                       | 経営企画課 | 早稲田大学人間科学部・スポーツ科学部 | 福祉、環境、教育、文化、スポーツ、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること。                                | ・社会福祉の充実に関する事項<br>・都市環境の保全・創出に関する事項<br>・教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項<br>・産業振興に関する事項<br>・地域コミュニティの発展に関する事項<br>・人材育成に関する事項<br>・その他、必要と認める事項  |
| 121 | 官学連携に関する基本協定                       | 経営企画課 | 日本大学芸術学部           | 福祉、環境、教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること。                                     | ・社会福祉の充実に関する事項<br>・都市環境の保全・創出に関する事項<br>・教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項<br>・産業振興に関する事項<br>・地域コミュニティの発展に関する事項<br>・人材育成に関する事項<br>・その他、必要と認める事項  |

| No. | 協定の名称                      | 協定の所管 | 協定の相手方                                      | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|----------------------------|-------|---|---|---|
| 122 | 官学連携に関する基本協定               | 経営企画課 | 西武学園医学技術専門学校                                | 福祉、環境、教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること。  | ・社会福祉の充実に関する事項・都市環境の保全・創出に関する事項・教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項・産業振興に関する事項・地域コミュニティの発展に関する事項・人材育成に関する事項・その他、必要と認める事項                         |
| 123 | 官学連携に関する基本協定               | 経営企画課 | 学校法人秋草学園                                    | 福祉、環境、教育、文化、芸術などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与すること。  | ・社会福祉の充実に関する事項<br>・都市環境の保全・創出に関する事項<br>・教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項<br>・産業振興に関する事項<br>・地域コミュニティの発展に関する事項<br>・人材育成に関する事項<br>・その他、必要と認める事項 |
| 124 | 所沢市内のマチづくりに関する包括連携協定       | 経営企画課 | 株式会社西武ホールディングス、西武鉄道株式会社、株式会社西武リアルティソリューションズ | 所沢市総合計画及び所沢市都市計画マスターplanに基づき、所沢市内の地域活性化や西武鉄道沿線の持続的発展に資すること。   | ・コンパクト・プラス・ネットワークのマチづくり<br>・歩いて暮らせるマチづくり<br>・自然・環境に配慮したマチづくり<br>・活力・にぎわいのあるマチづくり<br>・安全で安心して暮らせるマチづくり<br>・その他、地域や鉄道沿線の持続的発展に関する事項   |
| 125 | 所沢市と大塚製薬株式会社との包括連携協定       | 経営企画課 | 大塚製薬株式会社                                    | 地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化及び市民サービスの向上に資すること。  | (1)健康維持・増進に関する事項<br>(2)熱中症対策に関する事項<br>(3)スポーツ振興に関する事項<br>(4)災害対策に関する事項<br>(5)その他、協定の目的の達成に資すること                                     |
| 126 | 所沢市と飯能信用金庫との包括連携協定         | 経営企画課 | 飯能信用金庫                                      | 持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ること。   | ・地域産業の振興に関する事項・創業・経営支援に関する事項・ゼロカーボンシティの実現に関する事項・防災・防犯に関する事項・金融リテラシーに関する事項・その他、両者が必要と認める事項   |
| 127 | 公の施設の相互利用に関する協定            | 経営企画課 | 飯能市・狭山市・入間市・日高市(埼玉県西部地域まちづくり協議会)            | 圏域住民の福祉の向上。   | 対象の公共施設について、協議会構成5市の住民が、それぞれの市民の方と同じ料金・同じ条件で利用できること。  |
| 128 | チラデジを活用した地域情報等発信に関する協定書    | 広報課   | PIAZZA 株式会社                                 | 双方が連携・協力し、協定の相手方が運営する生成AIを活用した自治体DXサービス「チラデジ」を活用して地域のイベント情報を提供し、住民の外出機会を促進するとともに、地域活性を図り、地域の社会的課題を解決すること。 | 定期的に、紙またはデータでチラシとして広報課に集約されたものを送付し、相手方が「チラデジ」を活用してWEBサイトに掲載する。  |
| 129 | 所沢市及びPIAZZA株式会社との連携に関する協定書 | 広報課   | PIAZZA 株式会社                                 | 双方が連携・協力し、相手方が運営する地域コミュニティアプリ「ピアッザ」を活用することにより、住民同士のつながりの形成や地域コミュニティの活性を図り、もって地域の社会的課題を解決すること。             | 地域コミュニティの活性化に向けた行政・地域情報の発信や、住民同士のコミュニティの形成を促す。  |

| No. | 協定の名称                               | 協定の所管   | 協定の相手方   | 協定の目的  | 協定の内容   |
|-----|-------------------------------------|---------|--|--|---|
| 130 | 所沢市の行政情報等発信に関する協定書                  | 広報課     | 株式会社フュチャーリンクネットワーク、HonestStar株式会社  | ポータルサイトにおいて、市から提供された行政情報等を、所沢市民の利便性の向上を目的とした民間情報と一体的に発信等を行うこと。                     | 市は、市民等に有益であると市が認める行政情報等を相手方に提供する。<br>相手方は、市から提供を受けた行政情報等及び市民等に有益であると判断した行政情報等をポータルサイト及び提携媒体に掲載する。 |
| 131 | 「所沢市暮らしの便利帳2024」の協働発行に関する協定書        | 広報課     | 株式会社サイネットクス  | 住民サービスの向上及び地域社会への貢献。   | 官民協働の精神に基づき、協働して便利帳を制作し、市内全戸配布及び電子書籍化を行う。   |
| 132 | 所沢市自治体DXの推進等に関する連携合意書               | デジタル戦略課 | 公益社団法人埼玉県情報サービス産業協会  | 相互に連携し、所沢市における自治体DXの推進に寄与する調査等を行うこと  | ・府内からの課題・要望・相談事項等の受付・整理・分析・ヒアリング、インタビュー等による業務等の現状分析・業務の改善に向けた分析結果の報告・その他自治体DXの推進に寄与する調査等          |
| 133 | 特定健康診査にかかる健康診断の記録の提供等に関する覚書         | 総務部職員課  | 埼玉県市町村職員共済組合、所沢市市民医療センター   | 高齢者医療法第27条第3項の規定に基づき、健診記録の授受を適切に行い、もって特定健康診査の実施に代えること。                             | 職員が所沢市市民医療センターで受診した定期健康診断、人間ドックの結果のうち、特定健診データを所沢市市民医療センターを通して埼玉県市町村職員共済組合に提供する。                   |
| 134 | 令和7年度インターンシップに関する覚書                 | 職員課     | 大東文化大学キャリアセンター、駿河台大学キャリアセンター、日本大学危機管理学部、武蔵野美術大学、学校法人中央大学キャリアセンター、実践女子大学、明治大学就職キャリアセンター、東京農業大学キャリアセンター、日本大学法学部、学校法人東京女子医科大学、日本大学文理学部、日本大学理工学部、明治学院大学キャリアセンター、駒澤大学、学習院大学、二松学舎大学、津田塾大学、東洋大学川越事務部、獨協大学 | 当市への受験を希望する大学生が、職場実習を通して業務を実際に体験することで、市役所の仕事を理解するとともに、自身の能力を見極め、就職活動に資する機会とすること。   | 協定の相手方に在学する学生をインターンシップ実習生として受け入れるに当たっての実習条件等  |
| 135 | 所沢市と学校法人早稲田大学とのキャリア形成支援に係る取組みに関する覚書 | 職員課     | 早稲田大学キャリアセンター  | キャリア教育の一環として、実習生が実践的な就業体験を通して、自身の具体的な進路について問題意識や目的意識を持てるよう考え方を深める機会とし、職業意識を育成すること。 | 早稲田大学の学生をインターンシップ実習生として受け入れるに当たっての実習内容等   |
| 136 | 令和7年度職業体験事業に関する覚書                   | 職員課     | 秋草学園短期大学   | 官学連携、地域協働の精神に基づき、秋草学園短期大学のキャリア教育の一環として、実習生に職場体験の機会を提供すること。                         | 秋草学園短期大学の学生を職業体験実習生として受け入れるに当たっての実習条件等  |

| No. | 協定の名称                               | 協定の所管        | 協定の相手方  | 協定の目的  | 協定の内容   |
|-----|-------------------------------------|--------------|---|--|---|
| 137 | 研修職員の取扱いに関する協約書                     | 職員課          | 埼玉県   | 埼玉県市町村職員実務研修要綱に基づき、所沢市から埼玉県へ研修のため派遣する職員の取扱いに関し必要な事項を定めること。   | 所沢市から埼玉県へ研修のため派遣する職員の取扱い(身分、給与、勤務条件等)   |
| 138 | 派遣職員の取扱いに関する協定書                     | 職員課          | 埼玉県   | 地方自治法第 252 条の 17 の規定により、埼玉県から所沢市へ派遣する職員の取扱いに関し必要な事項を定めること。   | 埼玉県から所沢市へ派遣する職員の取扱い(身分、給与、服務等)  |
| 139 | 派遣職員の取扱いに関する協定書                     | 職員課          | 埼玉県後期高齢者医療広域連合  | 地方自治法第 252 条の 17 の規定により、所沢市から埼玉県後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員の取扱いに関し必要な事項を定めること。  | 所沢市から埼玉県後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員の取扱い(身分、給与、服務等)   |
| 140 | 職員の派遣に関する協定書                        | 職員課          | 埼玉西部消防組合  | 地方自治法第 252 条の 17 の規定により、所沢市から埼玉西部消防組合へ派遣する職員の取扱いに関し必要な事項を定めること。  | 所沢市から埼玉西部消防組合へ派遣する職員の取扱い(併任、給与、勤務条件等)   |
| 141 | 職員の派遣に関する協定書                        | 職員課          | 埼玉西部消防組合  | 地方自治法第 252 条の 17 の規定により、埼玉西部消防組合から所沢市へ派遣する職員の取扱いに関し必要な事項を定めること。  | 埼玉西部消防組合から所沢市へ派遣する職員の取扱い(併任、給与、勤務条件等)   |
| 142 | 協定書                                 | 財務部 財政課      | 株式会社埼玉りそな銀行所沢支店   | 埼玉りそな銀行の信託業務機能を通じて互いに協力して、遺贈により社会貢献を実施したいとの篤志を受け入れるため。   | ・市は、遺言信託の利用により遺贈を希望するものがあれば、本人の同意を得た上で、銀行に取次ぐ。<br>・銀行は、希望者に対して遺言信託の説明を行ない、その相談を受ける。 |
| 143 | 協定書                                 | 財政課          | 株式会社さとふる  | 災害等が発生し、本市が被災した際に、全国から幅広く寄附を募ることを目的として締結している。  | 市が災害に罹災した場合、(株)さとふるがふるさと納税制度にかかる個人からの市に対する寄附の受付業務等を行う。                              |
| 144 | 拾得物件の保管及び管理に関する協定書                  | 管財課          | 所沢警察署   | 施設内で拾得した物品のうち、警察署が定める物品について施設占有者が保管及び管理を可能とし、警察署に搬送する手間等を省略化、また遺失した場所で遺失者に返還できるため利便性が向上する。                     | 庁舎内における拾得物の保管及び管理、遺失者への返還等に関する取り扱い。   |
| 145 | 所沢市における自治会等への加入等の促進に関する協定書          | 市民部 地域づくり推進課 | 所沢市自治連合会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部 | 所沢市における自治会等への加入及び参加の促進に関して、相互理解と協働により、地域の人々がつながり支え合う、絆を実感することができるまちを目指すとともに、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。 | ・積極的に自治会等への加入等の促進を図る。・自治会等への加入促進チラシ等を新規入居者や住宅購入等への加入促進の働きかけを行う。                     |
| 146 | 所沢市と武蔵野美術大学との 文化芸術等における連携・協力に関する協定書 | 文化芸術振興課      | 武蔵野美術大学   | 文化芸術及びそれに関連する分野において、市と大学の緊密な連携の下に相互に協力し、文化芸術を通じて地域社会の発展と創造的思考力を持つ人材育成に寄与すること。                                  | 文化芸術及びそれに関連する分野において相互に協力する。   |

| No. | 協定の名称                               | 協定の所管   | 協定の相手方  | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|-------------------------------------|---------|---|---|---|
| 147 | 所沢市民保養施設利用事業協定書                     | 市民相談課   | 石和温泉旅館協同組合、小鹿野町長(国民宿舎両神荘)、有限会社喜平(旅館喜平)、株式会社津南高原開発(ニュー・グリーンピア津南)、株式会社当間高原リゾート(あてま高原リゾートベルナディオ) | 所沢市民が市民保養施設利用事業を通して心身のリフレッシュを図り、健康の増進に寄与するために連携協力すること。  | 施設側は、宿泊について優待割引料金を適用するほか、施設内の有料販売物にも優待割引を適用することや、必要に応じてチラシ等を作成し、市や市民に提供する。<br>市は、市民保養施設利用事業の周知とともに施設のPRを行う。 |
| 148 | 所沢市おくやみハンドブック官民協働発行事業に関する協定書        | 市民課     | 株式会社鎌倉新書  | 本協定は、死亡届提出後の遺族の事務手続き等に関する情報をより分かりやすく伝えるおくやみハンドブックを制作するための役割分担等を定めることを目的とする。                                       | 株式会社鎌倉新書がおくやみハンドブックの冊子データの作成・印刷・納品を行う。  |
| 149 | 全国自治体おくやみ手続きナビ情報掲載に関する協定書           | 市民課     | 株式会社鎌倉新書  | 本協定は、おくやみに関連する行政手続きにかかる各種情報を本サービスに掲載することで、当該手続きを利用する者の利便性を向上し、また、自治体業務を効率化ならびに軽減することを目的とし、その役割分担を定めている。           | おくやみナビの管理及び利便性の向上を目的とした関連リンクの設定。  |
| 150 | 「おくやみコーナー」設置・運営に関する自治体支援協定書         | 市民課     | 株式会社鎌倉新書  | 本協定は、所沢市がおくやみコーナー設置・運営業務に係る業務を実施するにあたり、株式会社鎌倉新書が所沢市に対し必要な支援を行うことで、おくやみコーナーの設置ならびにそれに対する行政サービスの提供の質を向上させることを目的とする。 | おくやみコーナー設置・運営業務に係る業務を実施するにあたり、必要な支援を行う  |
| 151 | 西武鉄道池袋線西所沢駅における西口改札口の開設等に関する基本協定書   | 防犯交通安全課 | 西武鉄道株式会社  | 西所沢駅周辺の安全性及び利便性の向上を図るため、本事業に関する基本的事項を定め、市及び西武鉄道が協力して本事業を円滑に進めることを目的とする。   | 西所沢駅に西口を設置する事業を推進していくことについて合意した。  |
| 152 | 西武鉄道池袋線西所沢駅における西口改札口の開設等に関する実施設計協定書 | 防犯交通安全課 | 西武鉄道株式会社  | 西口改札口の開設等に関する実施設計を行う。   | 鉄道施設の実施設計。  |
| 153 | 所沢市の地域安全に関する協定書                     | 防犯交通安全課 | 株式会社KADOKAWA、所沢警察署  | 所沢市民及び所沢市への来訪者を犯罪や交通事故から守るため、3者で連携して地域安全活動を効果的に推進し、もって安全で安心な魅力ある地域づくりを推進すること。                                     | 市内において防犯及び交通安全活動に取り組む   |

| No. | 協定の名称                              | 協定の所管     | 協定の相手方  | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|------------------------------------|-----------|---|---|---|
| 154 | 所沢市防犯のまちづくりに関する協定書                 | 防犯交通安全課   | 武州ガス株式会社、所沢警察署                                  | 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入盗等の犯罪を防止するため、3者が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって所沢市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すること。 | 市内における防犯のまちづくり推進に向けた取り組みを行う。                            |
| 155 | 所沢市防犯のまちづくりに関する協定書                 | 防犯交通安全課   | 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社(旧:東京電力株式会社志木支社)、所沢警察署       | 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入盗等の犯罪を防止するため、3者が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって所沢市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すること。 | 市内における防犯のまちづくり推進に向けた取り組みを行う。                            |
| 156 | 所沢市防犯のまちづくりに関する協定書                 | 防犯交通安全課   | 株式会社ジェイコムさいたま(旧:株式会社シティケープルネット)、所沢警察署           | 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入盗等の犯罪を防止するため、3者が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって所沢市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すること。 | 市内における防犯のまちづくり推進に向けた取り組みを行う。                            |
| 157 | 所沢市防犯のまちづくりに関する協定書                 | 防犯交通安全課   | 埼玉県電気工事工業組合、所沢警察署                               | 子どもや女性、高齢者等を犯罪被害から守るとともに、多発している街頭犯罪や侵入等の犯罪を防止するため、3者が連携して防犯のまちづくりを効果的に推進し、もって所沢市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進すること。  | 市内における防犯のまちづくり推進に向けた取り組みを行う。                            |
| 158 | 埼玉県西部地区5市における防犯情報の相互交換等に関する協定書     | 防犯交通安全課   | 所沢警察署、飯能市、日高市、飯能警察署、狭山市、入間市、狭山警察署、埼玉県西部地域振興センター | 西部地区5市において、防犯情報を相互に交換するとともに、行政、警察及び自治会等が連携して行う防犯活動等の推進を図り、もって西部地区5市の市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与すること。        | 市民生活を脅かす犯罪から市民を守り安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する活動を行う。            |
| 159 | 所沢市犯罪情報の住民提供等に関する協定                | 防犯交通安全課   | 所沢市自治連合会、所沢警察署                                  | 住民生活の安全・安心を図るため、3者が連携して地域住民に対する犯罪情報の提供及び注意喚起を行い、もって地域住民等を犯罪被害から守ること。  | 犯罪から地域住民を守り、住民生活の安全・安心を図るため、犯罪情報の提供及び犯罪の注意喚起に取り組む。      |
| 160 | 地域でみまもり支え合い事業(トコろんおかえりQRに関する連携協定書) | 福祉部高齢者支援課 | 株式会社マップル  | 認知症高齢者等やその家族を地域で見守り、誰もが安心して暮らし続けられるよう、支え合う体制づくりを目的とする。  | QRコード付きシール「トコろんおかえりQR」を甲が製作し、販売経路を共同で開拓して、乙が市民に周知・啓発する。 |
| 161 | 所沢市「わたし」の整理帳の協働発行に関する協定書           | 地域福祉センター  | 有限会社サイン広告                                       | 市及び事業者各々の役務と協定内容を誠実に履行することを明確化し、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため。   | エンディングノートの作製等   |

| No. | 協定の名称  | 協定の所管          | 協定の相手方                        | 協定の目的  | 協定の内容   |
|-----|--|----------------|-------------------------------|--|---|
| 162 | 所沢市と国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の連携に関する協定書                       | こども未来部こども福祉課   | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター       | 行政と研究活動を相互に発展させ、実証的な根拠に基づく支援の確立及び地域社会における支援体制の向上に寄与していくこと。   | 受託者の専門的知見や研究成果をセンターの事業に活かすこと、センターの事業を受託者の研究活動に活かすこと等について連携・協力及び検討を行う。   |
| 163 | 所沢市と株式会社ネクストピートの保育に関する連携協定書                                | 保育幼稚園課         | 株式会社ネクストピート                   | 教育・保育人材の確保及び保育や子育てに魅力的な地域づくりに寄与すること  | 教育・保育人材の確保及び保育や子育てに関する事項についての連携   |
| 164 | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書                                  | 健康推進部保健医療課     | 公益財団法人所沢市公共施設管理公社 外 21 件      | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。             | 熱中症警戒アラート等運用期間に、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として、開放可能日等において、施設を開放する。また、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、暑熱を避けるための滞在場所として、施設の一部を一般に開放するよう努める。 |
| 165 | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書                                  | 保健医療課          | 日本郵便株式会社関東支社                  | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。             | 熱中症警戒アラート等運用期間に、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として、開放可能日等において、施設を開放する。また、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、暑熱を避けるための滞在場所として、施設の一部を一般に開放するよう努める。 |
| 166 | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書                                  | 保健医療課          | 株式会社イースタースポーツ所沢スターーレーン 外 14 件 | 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。             | 熱中症警戒アラート等運用期間に、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として、開放可能日等において、施設を開放する。また、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、暑熱を避けるための滞在場所として、施設の一部を一般に開放するよう努める。 |
| 167 | 所沢市、所沢市医師会、所沢市薬剤師会及び明治薬科大学との連携による市民の健康増進に関する包括的協定書         | 国民健康保険課        | 所沢市医師会、所沢市薬剤師会、明治薬科大学         | 市民一人ひとりが心身ともに健康と感じ、住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活を送ることができる「健幸長寿のマチ所沢」の実現を目指し、相互に連携協力することにより、市民の健康増進と健康寿命の延伸を図ることを目的とする。 | 市民の健康増進に関して連携する。  |
| 168 | 「所沢市、所沢市医師会、所沢市薬剤師会及び明治薬科大学との連携による市民の健康増進に関する包括的協定書」に関する覚書 | 国民健康保険課        | 所沢市医師会、所沢市薬剤師会、明治薬科大学         | 40 歳以上の所沢市国民健康保険被保険者並びに所沢市在住の 84 歳までの後期高齢者医療制度被保険者の服薬状況を確認し、服薬上の問題発生が疑われる被保険者について、情報共有のうえ、服薬の適正化を図る。           | かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進による服薬の適正化を図る。  |
| 169 | 自殺対策 SNS 等相談事業における「連携自治体事業」に関する協定                          | 健康管理課こころの健康支援室 | 特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク    | 自殺防止対策及び自死遺族支援について、双方の人的・知的資源を活用して連携協力を図ることに関して基本的な事項を定め、もつて市における自殺対策の発展充実に寄与すること。                             | 同法人が実施する相談事業を利用した市民のうち、相談者本人の同意を得て、相談者の情報を市に提供することで、継続的な支援につなげる。  |

| No. | 協定の名称   | 協定の所管               | 協定の相手方  | 協定の目的  | 協定の内容   |
|-----|---|---------------------|---|--|---|
| 170 | 実習協定書   | 健康づくり支援課            | 東京家政大学、防衛医科大学校、早稲田医療技術専門学校                          | 市の施設における学生の実習が円滑に実施され、かつ十分な成果が上がるよう必要な事項を定め、保健師の育成及び確保に資すること。  | 各校からの、学生実習受入れの希望に応じて実習受け入れを行う。内容、参加人数、実習期間及び方法は、双方協議の上、別途定める。   |
| 171 | 実習協定書   | 健康づくり支援課            | 女子栄養大学、十文字学園女子大学、東京農業大学                             | 市の施設における学生の実習が円滑に実施され、かつ十分な成果が上がるよう必要な事項を定め、管理栄養士及び栄養士の育成及び確保に資すること。   | 各校からの、学生実習受入れの希望に応じて実習受け入れを行う。内容、参加人数、実習期間及び方法は、双方協議の上、別途定める。   |
| 172 | 所沢市、日本光電工業株式会社と早稲田大学人間科学学術院との健康推進施策に関する包括的協定書 | 健康づくり支援課            | 日本光電工業株式会社、早稲田大学人間科学学術院                             | 所沢市民一人ひとりが健康を実感しながら地域で安心して生き生きとした生活を送ることができる「健幸長寿のマチ所沢」を目指し、三者が連携して健康寿命の延伸を図ること。                             | 以下の事項について連携して実施する。<br>・市民の健康づくりの推進に関する事項<br>・本市における科学的かつ効果的な健康事業の推進に関する事項<br>・その他必要と認められる事項   |
| 173 | 営農型太陽光発電事業等再生可能エネルギー電源の電力供給に関する覚書             | 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 | 株式会社ところざわ未来電力、三菱HCキャピタルエナジー株式会社(旧:日立グリーンエナジー株式会社)   | 営農型太陽光発電事業(対象地:所沢市大字北岩岡字宮原 153-1 他 16,183m <sup>2</sup> 、発電容量:989.04kW)で発電した電力を所沢市内の公共施設に供給するため、相互に連携協力すること。 | 市内の再エネ電源の地産地消に向けた取組み等を連携して進める。  |
| 174 | 電気自動車に係る連携協定書                                 | マチごとエコタウン推進課        | 埼玉日産自動車販売株式会社、株式会社日産サティオ埼玉、日産プリンス埼玉販売株式会社、日産自動車株式会社 | 台風、地震等大規模災害の発生時、または発生するおそれのある場合における電気自動車による避難所等への電力の供給、市が実施する電気自動車に係る事業の周知及び普及啓発並びに環境教育活動への協力に努めること。         | 災害時に市内の販売店より電気自動車を借用する。   |
| 175 | 所沢市、武州ガス株式会社及び東京ガス株式会社の脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定書   | マチごとエコタウン推進課        | 武州ガス株式会社、東京ガス株式会社                                   | 2050年までに市域の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現に資する様々な事業について連携して協力するため。  | ・「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組のトータルコーディネートに関する事項<br>・エネルギーの地産地消に関する事項<br>・低炭素エネルギーの市域への普及に関する事項<br>・エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項<br>・地域の防災機能強化等レジリエンス強化に関する事項<br>・地域の目線で新しい価値や營みを創る価値共創に関する事項<br>・学校等における環境教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項<br>・各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項<br>・所沢市の魅力等の情報発信に関する事項<br>・その他「ゼロカーボンシティ」の実現に関する事項 |

| No. | 協定の名称  | 協定の所管        | 協定の相手方   | 協定の目的   | 協定の内容  |
|-----|--|--------------|--|---|--|
| 176 | 所沢市気候変動適応センターに係る覚書                             | マチごとエコタウン推進課 | 埼玉県  | 県と市が共同して、市域における気候変動影響や適応に関する情報収集・整理・分析を行い、適応の取り組みを推進すること          | 県と市が共同して、市域における気候変動影響や適応に関する情報収集・整理・分析を行い、適応の取り組みを推進する。  |
| 177 | 「マチごとゼロカーボン市民会議」に関する覚書                         | マチごとエコタウン推進課 | 早稲田大学人間科学学術院   | 相互に協力して気候市民会議を開催するため、必要な事項を定めること                                  | ・市民会議を円滑に実施するため、必要な意見交換及び連絡調整を行う。<br>・市民会議開催後、その成果をもって早稲田大学が研究を行う場合、相互に協力することとし、その内容及び条件を定めた共同研究協定を別途締結する。 |
| 178 | 「マチごとゼロカーボン市民会議」相互協力に関する覚書                     | マチごとエコタウン推進課 | 早稲田大学人間科学学術院   | 早稲田大学がマチごとゼロカーボン市民会議の成果を踏まえた研究を実施するために、相互協力に必要な事項を定めること           | ・早稲田大学が主催する市民会議<br>・市民会議参加者を対象とした調査研究<br>・市民会議参加者自らが行う活動への支援<br>・その他、目的を達成するために必要な事業                       |
| 179 | 所沢市のゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書                       | マチごとエコタウン推進課 | 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会(FOURE)   | 再エネ等の域内への積極的導入及び利活用の推進、並びにそれらを通じた地域活性化を目指し、ゼロカーボンシティ実現に向けて取り組むこと。 | ・ゼロカーボンシティ実現に向けた各種取組 ①民生部門の脱炭素化に向けた各種取組 ②公共部門の脱炭素化に向けた各種取組 ③他自治体における取組事例等の情報提供・地域活性化に資する各種取組・その他付随する取組     |
| 180 | 「小手指駅・新所沢駅・航空公園駅周辺に設置する喫煙設備の取り扱い」に関する覚書に関する合意書 | 生活環境課        | 日本たばこ産業株式会社北関東支社   | 喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した喫煙環境の整備及び環境美化施策に寄与すること。                           | 喫煙設備の無償譲渡  |
| 181 | 狂犬病予防注射済票の貸出し及び仮交付に関する協定書                      | 生活環境課        | アニマルケアガーデン椿峰、えにし動物病院、大串ペット動物病院、かねこペットクリニック、かわしま動物病院、きら星動物病院、桐原動物病院、けやき台動物病院、航空公園動物病院、小手指ペットクリニック、Cono no動物病院、彩の森動物病院狭山ヶ丘、さわはた動物病院、シマダ動物病院⑯せせらぎ動物病院、タカダ動物病院(訪問獣医師)、所沢愛犬病院、所沢アニマルメディカル | 狂犬病予防注射済票の交付を注射を打った動物病院でもできるようにするため。                              | ・市から貸出しを受けた注射済票の保管事務<br>・注射済票の交付の申請に係る受付に関する事務<br>・注射済票の仮交付に関する事務<br>・仮交付に係る注射済票交付申請書の保管事務                 |

| No. | 協定の名称   | 協定の所管  | 協定の相手方  | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|---|--------|---|--|--|
|     |   |        | センター、所沢さくら動物医療センター、所沢動物病院、パシエル獣医科、ひだまり動物病院、ファーブル動物病院、ファミリー動物病院、フェリス動物病院、ペットクリニック茶々、PET-SPA 所沢動物病、星の宮動物病院、マイズアニマルクリニック、マイズ動物病院、まつおか動物病院、メープル動物病院、メルシーアニマルクリニック、もみの木動物病院、山口どうぶつ病院、和ヶ原動物病院 |  |  |
| 182 | 所沢市、株式会社NTTドコモ及び公益財団法人日本自然保護協会との生物多様性保全に関する連携についての協定書 | みどり自然課 | 株式会社NTTドコモ、公益財団法人日本自然保護協会   | 3者が協力し、所沢市が指定する市内の生物多様性の保全活動等を通じて、生物多様性における評価を行い、また、企業の参画による生物多様性の発展性を検証するなど、生物多様性の保全・回復を通じて有益な価値を創造し、また持続可能な社会づくりに広く貢献していくことを目的とする。 | ・市内における生物多様性の保全及びその回復に関すること。<br>・市内における生物多様性の保全状況に対する評価に関すること。<br>・生物多様性の保全活動への企業の参画及び貢献のあり方について検証すること。<br>・ICT技術を活用した生物多様性の保全活動の可能性について検証すること。  |
| 183 | 「里山の保全及び活用」に係る研究の検討に関する覚書                             | みどり自然課 | 早稲田大学人間科学学術院  | 所沢市の里山の保全及び活用と、それに付隨しオオムラサキ等の里山の環境指標となる生物に関する共同研究の実施可能性を検討   | 大学は、本検討において得られたデータその他の成果について、市に報告するものとする。また、大学は、これらを試験、研究及び教育の目的に利用できる。大学は、市の同意を得た上で、本検討の成果を公表することができる。  |
| 184 | さいたま緑の森博物館の保全と活用に関する協定書                               | みどり自然課 | 公益財団法人トロのふるさと基金、西武鉄道株式会社、入間市、埼玉県  | 狭山丘陵の雑木林や湿地などの自然を保全し、その自然そのものを野外展示物とする「さいたま緑の森博物館」の保全と活用に先導・連動して取り組み、生物多様性が豊かな狭山丘陵の自然環境を未来に引き継いでいくことを目的とする。                          | ・博物館とその周辺の自然環境の保全に努め、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性を確保していくこと。<br>・博物館の重要な要素である里山を維持管理する技術と知恵を共有しながら、里山保全を進めるこ。<br>・博物館を活用した環境教育やエコソーリズムなどの事業に取組み、県民が自然や文化財にふれあう機会を提供し、その利用増進を図ること。<br>・博物館の保全と活用に関する組織を構築し、県民、NPO、大学、企業等との連携を図ること。<br>・その他本協定の目的を達成するため必要と認められる事項。 |

| No. | 協定の名称                     | 協定の所管  | 協定の相手方  | 協定の目的   | 協定の内容  |
|-----|---------------------------|--------|---|---|--|
| 185 | 菩提樹池と周辺の緑を守る協定書           | みどり自然課 | 菩提樹池愛好会、山口の自然に親しむ会、菩提樹池田んぼの会、財団法人トトロのふるさと財団、西武鉄道株式会社、埼玉県  | 埼玉県が「まちのエコ・オアシス保全推進事業」で公有地化した区域と、所沢市が地権者から寄附を受けた区域を中心に、菩提樹池とその周辺緑地の豊かな自然環境と里山景観の保全活用を図り、良好な状態で次世代の子どもたちに引き継ぐ。 | ・生物多様性に配慮した保全活動を行います。<br>・地域が中心となって持続的な保全活動を行います。<br>・保全と利用のルールをつくり、広く県民の皆さんに公開します。<br>・ルールづくりに当たっては、地域住民と自然保護団体の考え方を尊重します。<br>・子どもたちの環境匡育、体験学習に活用します。 |
| 186 | 覚書                        | みどり自然課 | 菩提樹田んぼの会  | 保全地域の適切な維持管理に必要となる所沢市又は相手方の会所有の資機材を市所有の倉庫に保管するための定め   | 菩提樹池里山保全地域管理用倉庫の使用を定める   |
| 187 | 覚書                        | みどり自然課 | 山口の自然に親しむ会  | 保全地域の適切な維持管理に必要となる所沢市又は相手方の会所有の資機材を市所有の倉庫に保管するための定め   | 菩提樹池里山保全地域管理用倉庫の使用を定める   |
| 188 | 覚書                        | みどり自然課 | 菩提樹池愛好会   | 保全地域の適切な維持管理に必要となる所沢市又は相手方の会所有の資機材を市所有の倉庫に保管するための定め   | 菩提樹池里山保全地域管理用倉庫の使用を定める   |
| 189 | 取得地に係る管理及び保全に関する協定        | みどり自然課 | 埼玉県   | 計画的な保全を図るため、取得地を将来にわたって保全する。  | 取得地は、広く県民の利用に供するものとする。<br>市は維持管理を行う。   |
| 190 | 覚書                        | みどり自然課 | 埼玉県、川越市、狭山市、三芳町   | くぬぎ山地区における緑地の保全を図る  | ・自然再生協議会への県、市町の関わり方<br>・特別緑地保全地区の指定の同意<br>・費用負担割合  |
| 191 | 覚書                        | みどり自然課 | 市民A、市民AB、市民ACD、市民E<br>(土地の所有者は共有名義も含む)  | 若狭二丁目市民の森土地使用契約について、市が解除したとき又は所有者が更新されなかったとき、市が所有者の所有する土地の返還について定める   | 土地を返還する際の取り決め  |
| 192 | 「トトロの森・葛入湿地水源地」保全管理に関する覚書 | みどり自然課 | 公益財団法人トトロのふるさと基金  | 三ヶ島二丁目里山保全地域内の一帯の土地について、その呼称及び適切な保全管理のための役割分担等を定める。   | ・対象地を「トトロの森・葛入湿地水源地」と称すること。<br>・保全管理計画等を定め、協働作業により実施すること。  |
| 193 | 覚書(みどりのパートナー活動)           | みどり自然課 | ①市民A、若狭アオゲラ市民の森の会<br>②市民AB、若狭アオゲラ市民の森の会<br>③市民ACD、若狭アオゲラ市民の森の会<br>④市民E、若狭アオゲラ市民の森の会<br>(土地の所有者は共有名義も含む) | 若狭二丁目市民の森でみどりのパートナー団体が活動をするにあたり、土地の所有者及びみどりのパートナー団体と3者間で使用について定める。  | ・土地を活動に使用することの承諾<br>・活動に係る設置物の扱いの取り決め<br>・土地の返還の際の取り決め   |



| No. | 協定の名称   | 協定の所管      | 協定の相手方   | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|---|------------|--|---|---|
| 204 | ごみ処理の協力体制に関する実施協定書                              | 資源循環推進課    | 飯能市、狭山市、入間市  | 構成団体のそれぞれが管理する可燃ごみ中間処理施設に緊急事態等が発生し協力が必要となった場合に、ごみ処理の相互応援を行うことを目的とする。                              | 緊急事態又は事前予測可能事態発生時に、中間処理施設で行う業務について、協力をを行う。  |
| 205 | 使用済みペットボトルの水平リサイクルに関する協定                        | 資源循環推進課    | サントリーホールディングス株式会社、サントリー食品インターナショナル株式会社、所沢リサイクル事業協同組合 | 当市において排出された使用済みペットボトルを、「ボトル to ボトル」水平リサイクルにより安定的にペットボトルとしてリサイクルすることにより、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的とする。 | 使用済みペットボトルの水平リサイクル  |
| 206 | 所沢市とリネットジャパンリサイクル株式会社及びSGムービング株式会社との連携と協力に関する協定 | 資源循環推進課    | リネットジャパンリサイクル株式会社、SGムービング株式会社                        | 家電4品目の排出・再商品化を促進するための課題に適切に対応することを中心に、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電等の排出・再資源化を促進する。                        | 家電4品目や小型家電の適正回収、それらの資源化のための広報活動など   |
| 207 | 所沢市とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と協力に関する協定              | 資源循環推進課    | リネットジャパンリサイクル株式会社                                    | 使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための課題に適切に対応し、住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。                              | 使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための課題に対応する。   |
| 208 | 所沢市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書             | 資源循環推進課    | 株式会社マーケットエンタープライズ                                    | 所沢市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資することを目的とする。                  | 家具や家電などの不要品のリユース  |
| 209 | (仮称)第2一般廃棄物最終処分場整備事業に関する覚書                      | 資源循環推進課    | 南永井下組自治会、坂之下自治会                                      | 一般廃棄物最終処分場の建設に向け、事業を円滑に推進するため。  | ・地域住民の合意形成に配慮しながら、南永井地区に施設を設置し、一般廃棄物を適正に処理する。・施設の建設に当たり、十分な協議を行い、誠意をもって対応するものとする。・地域要望や周辺整備に関し、別途、具体的な事項について取り決めを行うものとする。 |
| 210 | 所沢市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書        | 資源循環推進課    | 株式会社ジモティー  | 所沢市内のリユース活動を促進し、市民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。   | リユース活動の促進   |
| 211 | 所沢市東部クリーンセンターに関する環境協定書(公害防止協定書)                 | 東部クリーンセンター | 所沢市東部クリーンセンター環境整備保全委員会(周辺5自治会)                       | 東部クリーンセンターの操業による公害を未然に防止し、地域住民の健康と快適な生活環境を整備し保全する。  | ・大気汚染に係る自主基準値の設定。・基準値を超過した場合の措置。・ごみ収集車に関する。・施設の周辺整備。  |

| No. | 協定の名称                    | 協定の所管             | 協定の相手方                | 協定の目的   | 協定の内容   |
|-----|--------------------------|-------------------|-----------------------|---|---|
| 212 | 所沢市西部清掃事務所に関する環境協定書      | 西部クリーンセンター        | 三ヶ島第六区自治連合会           | 所沢市が所有する西部清掃事業所の操業に関し、公害防止と地域環境の整備を図ること。              | <p>①ごみピット内から発生する臭気は、燃焼用空気として使用とともに、シャッターおよびエアーカーテンにより外部と遮断する。</p> <p>②操業にあたっての各回転機器類及び周辺機器については、発生源対策をほどこし、適切な維持管理を行う。</p> <p>③事業所操業時における排水は、循環して使用することを原則とし、河川放流を行わない。ただし、雨水等については、この限りではない。</p> <p>④ばいじんは、ろ過式集塵器により除塵する。</p> <p>⑤硫黄酸化物は、補助燃料の使用を極力おさえてその発生を抑制する。</p> <p>⑥窒素酸化物は、適正な運転管理に努めるとともに分解除去設備を設置し極力低い値とするよう努める。</p> <p>⑦塩化水素は、発生を抑制するとともに、今後、有害ガス除去設備により、極力低い値とするよう努める。</p> <p>⑧ダイオキシン類は、適正な運転管理に努め、その発生を抑制するだけでなく生成したものには粉末活性炭及び触媒脱硝装置により吸着分解除去し、また、集塵器灰中のダイオキシン類についても分解設備を設置し、事業所全体の排出量を削減するよう努める。</p> <p>⑨上記④～⑧の排出濃度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、埼玉県公害防止条例、所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例に基づく基準値等以下とすること。</p> |
| 213 | 北野一般廃棄物最終処分場環境整備保全委員会協定書 | 環境クリーン部西部クリーンセンター | 北野一般廃棄物最終処分場環境整備保全委員会 | 処分場の管理運営方針及び関係地区(小手指12、13、14区)に対する環境保全事項について、明文化するため。 | ・人畜・生物の環境を永久的に保全するため、埋立て物については市の処理施設から発生する焼却灰(破碎不燃物を含む)とし清潔な土砂をもって埋め立てを行う。また、人畜・生物に影響を与える恐れのある物質を大量に埋立てられている事を念頭におき、施設の維持管理(処分場本体-ゴムシート、浸出液処理施設等)については万全を期し、有害物質を施設の外へ流出・飛散させ環境を汚染させないよう適切かつ厳格な管理を行う。・水質・大気の汚染を防止するため年2回以上の環境調査を行い、その調査結果について年一回以上関係地域住民に公表し説明会を実施する。(水質・大気汚染の排出基準等については国・県の基準を厳守する。)・騒音・振動・悪臭・ほこ   |

| No. | 協定の名称                  | 協定の所管          | 協定の相手方   | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|------------------------|----------------|--|--|--|
|     |                        |                |  |  | り・ぱいじん等の発生を極力防止し衛生害虫獣(蠅・鼠・カラス・野犬等)の防除に努める。・万一地域住民に被害が生ずるおそれのある時は速やかに住民に告知し善処する。また、住民の要望については極力尊重して積極的に対応する。・市は、近隣地域の環境保全をはかると共に、併せて地域振興についても特別地域と位置付けて寄与する。・埋立て終了期限は平成17年3月末日までとする。ただし、埋立て終了後の跡地利用計画については、今後地元と協議して決める。・本協定書に変更があるとき及び定めなき事項については、その都度両者協議して決める。 |
| 214 | 所沢市就労チャレンジ支援事業の実施に係る協定 | 産業経済部<br>産業振興課 | 厚生労働省埼玉労働局   | 所沢市と厚生労働省埼玉労働局で、雇用、福祉、産業等の施策を一体的に実施することを目的とする。 | ・生活困窮者福祉・就労援助事業<br>・若年者就労支援事業を、国と市が連携して一体的に実施する。   |
| 215 | 所沢市中小企業融資制度            | 産業振興課          | 埼玉りそな銀行(所沢支店、新所沢支店、小手指支店)、三井住友銀行(所沢支店、小手指支店)、武蔵野銀行(所沢支店、新所沢支店、下山口支店、所沢駅前支店、東所沢支店)、東和銀行(所沢支店、狭山ヶ丘支店)、群馬銀行所沢支店、飯能信用金庫(所沢支店、新所沢支店、山口支店、小手指支店、所沢東支店、所沢けやき台支店、所沢松井支店)、青梅信用金庫(所沢支店、東所沢支店、北野支店)、西武信用金庫狭山ヶ丘支店、埼玉縣信用金庫所沢東支店、きらぼし銀行秋津支店、多摩信用金庫秋津支店、八十二銀行所沢支店、山梨中央銀行東所沢支店 | 所沢市と各金融機関との所沢市中小企業融資制度の取扱いに関して定めるもの。           | 所沢市と各金融機関との所沢市中小企業融資制度の取扱いに関して定める。   |

| No. | 協定の名称                           | 協定の所管      | 協定の相手方  | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|---------------------------------|------------|---|--|--|
| 216 | 所沢市新規創業支援資金融資制度                 | 産業振興課      | 埼玉りそな銀行(所沢支店、新所沢支店、小手指支店)、三井住友銀行(所沢支店、小手指支店)、武蔵野銀行(所沢支店、新所沢支店、下山口支店、所沢駅前支店、東所沢支店)、東和銀行(所沢支店、狭山ヶ丘支店)、群馬銀行所沢支店、飯能信用金庫(所沢支店、狭山ヶ丘支店、新所沢支店、山口支店、小手指支店、所沢東支店、所沢けやき台支店、所沢松井支店)、青梅信用金庫(所沢支店、東所沢支店、北野支店)、西武信用金庫狭山ヶ丘支店、埼玉県信用金庫所沢東支店、きらぼし銀行秋津支店、多摩信用金庫秋津支店、八十二銀行所沢支店、山梨中央銀行東所沢支店 | 所沢市と各金融機関との所沢市新規創業支援資金融資制度の取扱いに関して定めるもの。   | 所沢市と各金融機関との所沢市新規創業支援資金融資制度の取扱いに関して定める。   |
| 217 | 地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定 | 産業振興課      | 埼玉県信用保証協会、所沢商工会議所   | 所沢市内の中小企業者の持続的成長のために連携して支援を実施し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。   | 中小企業者に対する経営支援・金融支援を実施する。   |
| 218 | 所沢市シェアサイクル事業に関する基本協定書           | 産業経済部商業観光課 | OpenStreet 株式会社   | 双方の資源を有効に活用し、ICTを活用した全ての交通手段による最適な移動を一元的なサービスとして提供するMaaSの一環となる取組、公共交通の機能の補完・代替、ゼロカーボンシティの実現、地域の活性化や観光振興等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクル事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 | ・IoTを活用した交通インフラを構築する<br>・シェアサイクル事業を推進するためのPRを行う                                  |
| 219 | 所沢市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定   | 商業観光課      | 株式会社西武ライオンズ   | 双方が多方面にわたる連携に基づき、協働して取り組む事業を通じて、地域社会の発展、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。  | ・スポーツ振興に関すること。<br>・青少年の健全育成に関すること。<br>・地域振興に関すること。<br>・その他目的を達成するために必要な事業に関すること。 |

| No. | 協定の名称   | 協定の所管            | 協定の相手方  | 協定の目的  | 協定の内容   |
|-----|---|------------------|---|--|---|
| 220 | 所沢市と一般社団法人所沢市まちづくり観光協会および一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団とのインバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定書 | 商業観光課            | 一般社団法人所沢市まちづくり観光協会、一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団(現:一般財団法人地域みらい創造財団) | 相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、インバウンド観光推進に資することを目的とする。   | ・日本の伝統文化の海外へのxBEに開すること・在日外国人及び外国人観光客等(以下、「外国人等」)向けに多言語化した情報を提供する仕組みを構築すること・外国人等への観光情報及び避難情報等の提供に関すること・その他インバウンド観光推進に資する取組みに関すること・国内旅行者等への同様の情報提供に関すること            |
| 221 | 西武線沿線地域の活性化に関する相互協定(西武線沿線サミット協定)  | 商業観光課            | 東京都豊島区、東京都清瀬市、飯能市、秩父市及び横瀬町<br>(立会人:西武鉄道株式会社)                | 豊島区、清瀬市、所沢市、飯能市、秩父市及び横瀬町は、将来の発展を見据え、起点、終点駅を抱える自治体としてこれまでの連携をさらに深めるとともに、地域の魅力の創出、インバウンドを含めた観光事業の推進及び経済活動の活性化、文化交流を図ることを目的とする。                                   | 6自治体で行われているお祭り・観光イベントなどの親しみやすい分野から交流を始め、互いに模擬物産店の出店やイベントPRなどから都市交流を展開していく。既存分野での交流事業を継続しながら、暮らしや生活分野など適宜、交流分野や関係団体等の拡大を図る。  |
| 222 | 観光連携に関する三者協定書   | 商業観光課            | 一般社団法人日本自動車連盟、一般社団法人所沢市まちづくり観光協会                            | 三者が有する資源を活用し、相互の協働による活動を推進することにより、地域社会が抱える様々な問題の解決と三者の諸活動の発展に寄与することを目的とする。   | 三者が有する観光資源等を活用し、相互の協働を推進する。   |
| 223 | 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院と所沢市との包括的連携・協力に関する協定                                  | 農業振興課            | 国立大学法人東京農工大学  | 相互の緊密な連携と協力のもと、所沢市の農業振興及び環境に配慮したまちづくりに関する領域において、所沢市の農業資源・環境を大学の教育研究のフィールドとして活用するとともに、大学が所沢市の行政活動に活用するため教育研究を実施することにより、地域リーダー及びコーディネータの育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。 | ・地域活性化プログラム、インターナショナル実習、農村社会調査実習、学外実習(農家)などの農学府・農学部教育プログラムに関する事項<br>・農業振興に関する事項<br>・都市環境の保全及び環境に配慮したまちづくり推進に関する事項<br>・歴史的史跡及び伝統的景観保全に関する事項<br>・その他、本協定の目的遂行上必要な事項 |
| 224 | 所沢市と上田市との産業交流に関するフレンドシップ協定  | 農業振興課            | 長野県上田市  | それぞれの農産物や観光など特色ある地域資源を活用し、両市の産業の発展と豊かな市民生活に寄与することを目的とする。   | ・農産物・観光等に関する交流・各種イベント等を通じた交流・その他本協定の目的達成のために必要な事項   |
| 225 | 所沢市内循環バス運行に関する協定書   | 街づくり計画部<br>都市計画課 | 西武バス株式会社  | 所沢市内循環バスを運行すること。   | 12月29日から1月3日を除く毎日、市内循環バス「ところバス」を運行する。   |
| 226 | ところワゴン運行に関する協定書   | 都市計画課            | 西武ハイヤー株式会社  | 柳瀬地区にてところワゴンを運行すること。   | 12月29日から1月3日を除く毎日、ところワゴンを運行する。  |
| 227 | ところワゴン運行に関する協定書   | 都市計画課            | 西武ハイヤー株式会社  | 富岡地区にてところワゴンを運行すること。   | 12月29日から1月3日を除く毎日、ところワゴンを運行する。  |
| 228 | ところワゴン運行に関する協定書   | 都市計画課            | 西武ハイヤー株式会社  | 三ヶ島地区にてところワゴンを運行すること。  | 12月29日から1月3日を除く毎日、ところワゴンを運行する。  |
| 229 | 所沢市被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の招集に関する協定                                     | 建築指導課            | 社団法人埼玉建築士会入間第一支部、所沢市建設産業連合会                                 | 所沢市地域防災計画に基づく地震等の災害時における、埼玉県被災建築物応急危険度判定士及び埼玉県被災宅地危険度判定士の招集に関すること。   | 所沢市地域防災計画に基づく地震等の災害時に市が埼玉県被災建築物応急危険度判定士及び埼玉県被災宅地危険度判定士の招集に関して、締結団体に協力を求めるにあたり必要な事項を締結。  |

| No. | 協定の名称                                     | 協定の所管    | 協定の相手方   | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|---|----------|--|--|--|
| 230 | 所沢市マンション管理アドバイザー派遣制度実施に関する協定書             | 住宅政策課    | 一般社団法人埼玉県マンション管理士会   | マンションの管理組合等に対して、マンション管理士を派遣するために必要な事項を定めることにより、市内におけるマンションの適正管理を推進すること   | 派遣申請により、<br>①アドバイザーの推薦<br>②派遣申請マンションへの助言等を実施する。  |
| 231 | 所沢市マンション管理相談会実施に関する協定書                    | 住宅政策課    | 一般社団法人埼玉県マンション管理士会   | 市内に存するマンションの管理組合、区分所有者及び居住者からの相談に対して、マンション管理士等が専門的な見地から適切な助言及び情報提供を行う相談会を実施するために必要な事項を定めることにより、市内におけるマンションの良好な居住環境の確保に寄与すること | 次に掲げる相談の対象範囲に対応できる相談員を、実施日につき最大6名まで派遣する。<br>・管理組合の運営、管理規約等に関すること。<br>・管理費、修繕積立金等の財務に関すること。<br>・長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。<br>・建物、設備等の修繕工事等に関すること。<br>・管理委託契約等の契約に関すること<br>・前各号に掲げるもののほか、市と相手方で協議し、市が必要と認めるもの。 |
| 232 | 所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業の実施に関する協定書            | 住宅政策課    | 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部、株式会社セイワハウジング、特定非営利活動法人空家・空地管理センター、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部 | この協定は、市と事業者が連携・協力し、空き家の売却・賃貸・適正管理等の利活用に関する相談事業を実施することにより、市内の空き家増加の抑制及び解消を図ることを目的とする。   | 具体的な事業や取組についての役割分担として、市・関係機関との連携・広報活動事業者・空き家の利活用等に関する相談窓口の設置・相談業務・各分野の専門家・事業者等との連携・協力・空き家の利活用等に関する収支・試算の提案・具体的な利活用等の実施とフォローアップ・空き家利用希望者とのマッチング・実施状況等の報告・広報活動   |
| 233 | 所沢市営住宅管理代行に関する基本協定書                       | 住宅政策課    | 埼玉県住宅供給公社  | 管理代行の同意に基づき、所沢市営住宅及び共同施設の管理を行うこと   | 市営住宅における<br>・入居管理業務<br>・財産管理業務<br>・工事業務<br>・債権管理業務<br>・駐車場管理業務<br>・その他管理代行業務に付随する業務を実施する。  |
| 234 | 令和7年度 所沢市営住宅の管理代行に関する協定書                  | 住宅政策課    | 埼玉県住宅供給公社  | 令和7年度における所沢市営住宅の管理代行業務の実施にあたり、必要な事項を定めるもの  | 毎年、市営住宅の管理代行業務を実施する。   |
| 235 | 一般県道所沢青梅線における交差点整備事業に関する基本協定書             | 建設部道路建設課 | 埼玉県  | 一般県道所沢青梅線における交差点整備事業の施行に關し、事業の基本的事項を定める。   | 事業の位置、委託業務範囲を定める。  |
| 236 | 基本協定                                      | 道路建設課    | 埼玉県、東京都清瀬市   | 一級河川柳瀬川に架かる清柳橋の橋りょう架換工事の施行に關し、工事の基本的事項を定める。  | 清柳橋架換における工事の位置・費用負担・支払・管理区分について定める。  |
| 237 | 一級河川柳瀬川に架かる清柳橋の橋りょう架換工事の施行に関する協定書（上部工撤去工） | 道路建設課    | 埼玉県、東京都清瀬市   | 一級河川柳瀬川に架かる清柳橋の橋りょう架換工事の施行に關し、上部工撤去工に係る事項を定める。   | 清柳橋の橋りょう架換工事の上部工撤去工における工事の位置・施行者・費用負担・工期について定める。   |
| 238 | 覚書  | 公園課      | エステシティ自治会  | 中富南公園の物置一部を自治会用防災用具保管庫として貸与する  | 市有財産(物置の一部)を貸与する   |

| No. | 協定の名称                                      | 協定の所管            | 協定の相手方   | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|--|------------------|--|--|--|
| 239 | 覚書   | 公園課              | フローリーハイル自治会所沢地区                                      | 雪見原東公園テニスコートの使用及び管理に関すること                                | テニスコートの維持管理や公園の除草・清掃を自治会が実施する。テニスコートの利用について自治会優先枠を設ける。   |
| 240 | 椿峰1号緑地使用許可事務に関する覚書                         | 公園課              | 公益財団法人所沢公共施設管理公社                                     | 椿峰1号緑地使用許可に関する事務を依頼し、椿峰コミュニティ会館本館の低木剪定・除草を公園課職員で実施する     | 椿峰コミュニティ会館本館にて椿峰1号緑地使用許可事務を実施する代わり、公園課職員にて会館の低木剪定・除草を行う  |
| 241 | ポケットパークA・Bの維持管理に関する協定書                     | 公園課              | 埼玉県  | 埼玉県が整備したポケットパークA/Bにおける施設の維持管理と円滑な運用を図ること                 | 県が市内に整備した施設について通常の維持管理は市が行い、改築工事は県が行うこととする   |
| 242 | 十四軒公園の管理に関する覚書                             | 公園課              | 十四軒自治会   | 公園の維持管理  | 十四軒公園のごみ清掃、除草作業  |
| 243 | 覚書   | 公園課              | 所沢市立北野中学校  | 小手指ヶ原公園予定地内の畠地の使用及び管理                                    | 畠の一部を学校の授業の一環として使用・管理する  |
| 244 | 「みかじま公園」の管理に関する協定書                         | 公園課              | 所沢市三ヶ島地区区長会  | 所沢市借地公園設置要綱に基づく、みかじま公園の管理について定めるもの                       | みかじま公園の管理内容について市と区長会の役割を設定する   |
| 245 | 準用河川北川管理協定書                                | 河川課              | 東京都東村山市  | 河川法第11条第1項の規定により、所沢市と東村山市との境界に係る準用河川北川の維持・管理を明確にすること。    | 北川の維持・管理について定める。   |
| 246 | 排水樋管の管理に関する協定書                             | 河川課              | 埼玉県川越県土整備事務所   | 排水樋管の機能を十分に發揮させるため。                                      | 排水樋管の管理について定める。  |
| 247 | 一級河川東川地下河川第1立坑、第2立坑、第3立坑の各除塵機の操作支援業務に係る協定書 | 河川課              | 埼玉県  | 緊急時の除塵機の操作支援のため。   | 埼玉県は、操作支援業務を所沢市に要請するものとし、所沢市はこれに対し協力するものとする。   |
| 248 | 一級河川東川上新井調節池の財産及び維持管理に関する協定書               | 河川課              | 埼玉県  | 上新井調節池の財産及び維持管理について定めるため。                                | 上新井調節池の財産及び維持管理について定める。  |
| 249 | 東川の桜の維持管理に関する協定書                           | 河川課              | 西新井町内会、東新井町町内会、牛沼町内会、松郷町内会、所沢東ロータリークラブ、東川を桜でいっぱいにする会 | 東川の桜の維持管理について定めるため。                                      | 東川の桜の維持管理について定める。  |
| 250 | ふるさとの川の維持管理に関する協定書                         | 河川課              | 柳瀬川の最上流をきれいにする会、糀谷八幡湿地保存会、菩提樹の小川をきれいにする会             | ふるさとの川の維持管理について定めるため。                                    | ふるさとの川の維持管理について定める。  |
| 251 | 所沢市西地区総合型地域スポーツクラブの支援に関する覚書                | 教育総務部<br>スポーツ振興課 | 早稲田大学スポーツ科学部、所沢市総合型地域スポーツクラブ                         | 所沢市総合型地域スポーツクラブの運営に関して、共に連携・協力してその支援を行い、お互いの協力関係を維持すること。 | 「官学連携に関する基本協定」の趣旨にのっとり、協定にうたわれた「教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項」の具体的推進事例として、所沢市西地区総合型地域スポーツクラブの運営に関し、継続的な協力関係を維持する。 |
| 252 | 所沢市教育委員会と淑徳大学との教育連携に関する協定書                 | 学校教育部<br>学校教育課   | 淑徳大学   | 学校教育活動の円滑な実施に寄与するとともに、実践的指導力をもった教員の養成に資すること。             | 毎年、教育実習生等を受け入れる。   |

| No. | 協定の名称                                 | 協定の所管    | 協定の相手方            | 協定の目的   | 協定の内容  |
|-----|---------------------------------------|----------|-------------------|---|--|
| 253 | 学校インターンシップの実施に関する協定書                  | 学校教育課    | 明星大学              | 所沢市の教育活動の活性化を図るとともに、教員を目指す学生の資質向上を図る。   | 学校インターンシップに係わる実施要項を別途定め、連携・協力をを行う。   |
| 254 | 学校と警察署との連絡等に関する協定書                    | 学校教育課    | 所沢警察署             | 児童生徒の健全育成のため、非行・問題行動の防止及び安全確保について、学校と警察署がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、相互にその役割を理解し、緊密な連携の下で効果的な対応を図ること。                             | 触法事案等について、学校と警察との情報連絡及び対策への協力。   |
| 255 | 所沢市教育委員会と早稲田大学人間科学学術院との教育臨床連携に関する覚書   | 学校教育課    | 早稲田大学人間科学学術院      | 所沢市内の児童・生徒の健やかな発達を支援し、又、教育臨床現場における人材育成に寄与するために、新たな連携を創出すること。  | 毎年、定期的に代表者による「教育臨床プロジェクト運営委員会」を開催する。   |
| 256 | 院内学級の設置及び運営に関する覚書                     | 学校教育課    | 防衛医科大学校病院         | 入院している児童生徒に対して義務教育を実施するため、施設内に所沢市立並木小学校及び所沢市立中央中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級を設置すること。  | 院内学級における教育を実施するため必要な施設及び設備を提供すること。   |
| 257 | 地場産取引協定書                              | 保健給食課    | いるま野農業協同組合        | 学校給食での地場産野菜導入のため  | 価格、見積り、発注、品質、納品等について   |
| 258 | 実習協定書                                 | 保健給食課    | 西武学園医学技術専門学校      | 学生の実習が円滑に実施され、かつ十分な成果が上がるよう必要な事項を定め、管理栄養士及び栄養士の育成及び確保に資することを目的とする   | 実習についての内容、服務、謝金等について   |
| 259 | 学校給食用豚肉取引協定書                          | 保健給食課    | 所沢市肉商組合           | 学校給食での豚肉の使用量は大変多く、価格、量ともに安定して購入するため。  | 価格、品質、納品場所、衛生管理等について   |
| 260 | 所沢市教育委員会と早稲田大学人間科学学術院との研究連携           | 教育センター   | 早稲田大学人間科学学術院      | 学校教育に係る研究活動において、相互協力が可能な各分野において、双方が互恵の精神に基づき、連携および協力することを目的としている。教育委員会は、市内各小中学校と大学の研究室をつなぐ役割を果たす。                     | 所沢市教育委員会と早稲田大学人間科学学術院は、学校教育における研究に関し、互いに支援・協力する。   |
| 261 | 災害時における応急給水及び水道施設の管路復旧等に関する協定書        | 上下水道局総務課 | 所沢市管工事業協同組合       | 災害が発生し、本市での応急給水及び水道施設の管路復旧等を行う必要が生じた場合に、相手方の応援を得ることで専門的な経験と技術を有する人員等の協力を得ることにより、市がこれらの活動を迅速に実施し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。 | 災害が発生し、本市での応急給水及び水道施設の管路復旧等を行う必要が生じた場合に、相手方の応援を得ることで専門的な経験と技術を有する人員等の協力を得る。<br>また、令和6年2月8日付で、本市が指定する地域へも応急給水及び水道施設の管路復旧等が行えるように一部変更している。 |
| 262 | 放射能による水道水汚染時におけるミネラルウォーターの乳児向け優先供給協定書 | 総務課      | 三国コカ・コーラボトリング株式会社 | 放射性物質に関し、水道水から乳児の暫定規制値を超える数値が検出され、ミネラルウォーターを乳児世帯等へ供給する必要が生じた場合、ミネラルウォーターの調達業務に対し協力を得る。                                | 放射性物質に関し、水道水から乳児の暫定規制値を超える数値が検出され、ミネラルウォーターを乳児世帯等へ供給する必要が生じた場合、市が行うミネラルウォーターの調達業務に対する相手方の協力に関し、必要事項を定める。                                 |

| No. | 協定の名称                     | 協定の所管  | 協定の相手方          | 協定の目的  | 協定の内容  |
|-----|---------------------------|--------|-----------------|--|--|
| 263 | 災害時における業務の応援に関する協定書       | 総務課    | 第一環境株式会社        | 災害時等において、上下水道施設の機能が阻害され、または阻害される恐れがある場合に、市の業務に対する応援を相手方が行うことにより、上下水道施設の昨日を迅速に回復し、又は予防することを目的とする。 | 市は災害時に、協定の目的を達成する必要があると認めたときは、相手方にたいして応援要請を行う。相手方は応援要請を受けたとき、特段の理由がない限り、速やかに応援業務に従事する者を派遣し、応援業務に必要な車両、物品、災害情報等を可能な限り提供する。<br>応援業務は、市民からの電話対応、市が行う応急給水の支援、市民への後方、その他市の業務に必要な活動。             |
| 264 | 上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書    | 総務課    | 埼玉県             | 震災時等の給水体制を強化するために必要な事項を定めることにより、施設の適正な管理と円滑な運用を図る。   | ・毎年度連絡体制表を相互に取り交わし、連絡系統の確認を行うとともに、年に一度施設の現地状況の立会確認を行う。<br>・市が大久保浄水場に給水要請をした場合、施設において直ちに給水車両等への給水を実施する。<br>・市がやむをえない事情により給水ができないとき、門の開錠と施錠、門の開閉、給水ポンプ盤におけるポンプの運転・停止操作、給水栓の開閉、給水ホースによる給水を行う。 |
| 265 | 災害時における下水道施設の管路復旧等に関する協定書 | 下水道維持課 | 所沢市下水道施設維持管理協力会 | 下水道施設の迅速な復旧を実施し、市民生活の早期の安定を図ること。   | 災害発生時に相手方の応援が必要と認めたときは、応援を要請することができる。  |

※同一内容の協定を複数の相手方と締結しているものは、まとめて表記しているものが含まれている。

## 【参考資料2】行政監査調査票 調査項目

- ・協定の名称
- ・協定の所管
- ・協定の相手方
- ・協定数
- ・協定の目的
- ・締結に至る経緯
- ・協定締結日
- ・有効期間
- ・更新の方法
- ・協定書原本の保管
- ・協定の内容
- ・実施した内容（実績）
- ・市の責務
- ・相手方の責務
- ・費用負担
- ・実施内容等が定められていない場合
- ・相手方との連絡調整
- ・見直しの定め
- ・見直しの実績
- ・課題の洗い出し
- ・今後の見直しの予定と内容
- ・今後の協定締結の見込み